

関東信越税理士会 熊谷支部5月例会次第

1. 会務報告

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部監事監査

日時 5月11日(月)午後2時00分～3時00分

場所 支部事務局

(2) 支部予算編成会議

日時 5月11日(月)午後3時00分～

場所 支部事務局

(3) 支部理事会

日時 5月18日((月))午後3時00分～

場所 書面にて

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

深谷商工会議所派遣 新井 進会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

熊谷支部現在会員数 161名

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス(予定)

日時	令和2年6月16日(火)	例会・総会提出議案説明	中止
		署との協議会	中止
		第40回定期総会	午後2時00分～

*新型コロナウイルス感染症が拡大している状況で、会員の皆様の安心・安全を第一に考えております。説明会は開催いたしません。資料は例年より早くお送り致します。つきましては、健康状態に係わらず「委任状による議決権の行使」の活用にご協力をお願い致します。

7. 次回研修予定

未定

現在、マルチメディア研修が研修講義の時間に制限なく算入されておりますので是非ご活用ください。本会のホームページの「会員専用サイト」から「研修受講管理システム」へログインすることで受講可能となっています。

関東信越税理士会ホームページ 会員専用ページ

ユーザーID、パスワードともに kzei0223

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和2年5月現在)

8月例会	8月 6日(木)	午後 4時00分～
9月例会	9月 7日(月)	午前 9時30分～
10月例会	10月 7日(水)	午前 9時30分～
11月例会	11月 9日(月)	午前10時30分～
12月例会	12月 9日(水)	午後 4時00分～
1月例会	1月14日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 8日(月)	午前10時30分～
3月例会	3月26日(金)	午後 4時00分～

予定ですので変更になる場合もあります。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

令和2年5月11日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山 智



会員の皆様へ

連日の五月晴れで、季節はさわやかな日々ですが、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、政府・埼玉県からの自粛要請を受け、多人数の会合は中止している現状でございます。

3月・4月・5月の例会も中止となり、会員の皆様ともお会いできない状況となっておりますが、お変わりなくお過ごしでしょうか。

また、安心・安全の為、外出にはマスクが欠かせない毎日ですが、入手困難な現状です。

そこで、支部としてマスクを一括購入し、会員・法人・準会員の皆様に各1枚ずつ配布する事としました。

ささやかではありますが、一助となれば幸いに存じます。

皆様には、ご自身の安全を第一にお過ごしいただき、事態が改善しましたら、また元気に例会でお会い出来ることを願っております。

令和2年5月11日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 寺山 智久

副支部長 神田 福男

税対部長 長谷部好一

確定申告期税務支援事業アンケート結果報告

税理士会熊谷支部会員の皆様方におかれましては日頃から支部活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。確定申告期の税務支援事業に関するアンケートの結果をご報告いたします。

◎アンケート期間 令和2年3月25日～4月3日

◎回収件数/熊谷支部会員総数 22/161 (回収率 13.6%)

1. キララ上柴会場での申告指導について

現状のままでよい 11名 改善すべきである 3名

[主な意見]

- ・ 署職員は毎日2名常駐してもらいたい。
- ・ 受付は署職員がやるべき。
- ・ マイナンバー確認は時間がかかり署職員の負担が大きい。税理士がマイナンバーを確認できるように検討できないだろうか。
- ・ 納税者のスマホを利用したスマホ e-Tax コーナーを設置してみてもどうだろうか。
- ・ 週明けの月曜日の従事人数を増員するよりも、開設期間の最初のほうの日程を増員したほうがいいのではないか。
- ・ 受付担当者を事前に決めておいたことは良かった。
- ・ 朝一の受付開始までの間、納税者は廊下に立って順番待ちをしているが、せめて開場後は部屋の中に入れて椅子に座らせてもいいのではないか。年配の方が多く、実際に具合が悪くなった方がいた。打ち合わせが聞こえても問題はない。
- ・ 清潔で落ち着いた雰囲気なので執務環境は良好である。
- ・ 受付担当者は、受付業務が終わったらパソコンを操作して申告業務を手伝ってほしい。

2. 商工会議所・商工会での青色申告指導について

現状のままでよい 3名 改善すべきである 1名

[主な意見]

- ・担当者がとても勉強熱心で普段から誠実に対応しており、納税者との信頼関係も構築されているので、相談会が非常にスムーズに運営できている。(江南)
- ・国税庁HPで申告書を作成する事案が増えてきた。e-Tax 代理送信まではできていなくとも、パソコン利用の増加を前向きにとらえたい。(熊谷)
- ・今まで自計で行ってきた納税者が青色申告特別控除65万円を受けるために書面提出からe-Taxに切り替えるには時間がかかるかもしれないが、e-Tax化には納税者だけでなく商工会議所担当者の努力も欠かせない。(熊谷)

3. 農業青色申告指導について

現状のままでよい 2名 改善すべきである 0名

[主な意見]

- ・消費税の「簡易課税の業種区分変更(第3種→第2種)」「農業収入と農協手数料は税率が異なるため相殺できない」が周知されており特段の問題は無かった。

4. コールセンターの税務相談について

現状のままでよい 8名 改善すべきである 3名

[主な意見]

- ・従事者が限定されている。若い会員にももっと従事してもらいたい。
- ・熊谷支部全体としての従事日数を減らす必要がある。
- ・従事者に病気や事故等の緊急事態が発生した時に備えて、当日のバックアップ体制を整えるべき。
- ・従事会場が庁舎25階から20階に戻り、環境が良好だった。
- ・国税庁HPの申告書作成コーナーのうち住宅借入金等特別控除については、所得等の具体的な要件がわからないと納税者が疑問に思っている画面に到達しないため回答できない。
- ・システム化されており、また局職員の応援もあるため安心して執務できる。
- ・国税庁HPを見ながら電話してくる納税者が例年以上に多かった。
- ・e-Taxの画面が共有できるようになり説明しやすくなった。その一方で、申告書作成コーナーで申告書を作る納税者も多く、電話を受ける側としては困惑している。

5. 金融機関での申告指導について

現状のままでよい 1名 改善すべきである 0名

[主な意見]

6. 会員事務所での申告相談について

現状のままでよい 11名 改善すべきである 3名

[主な意見]

- ・ 必要性・有効性を再考すべき。
- ・ 市町村の広報誌に相談日・担当税理士・電話番号を掲載するほうがよい。
- ・ 相談内容がキララ上柴会場と重なっている。キララ上柴会場で対応できる方は対象から除外してもいいのでは。
- ・ 税理士業務を知っていただく機会でもあり、PRに努めるなら現状のままでよい。
- ・ 報酬をいただいている自分の顧客と申告相談の明確な線引きができない。

7. その他、税務支援全般に関してのご意見

[主な意見]

- ・ ニーズがあるなら支援拡大も検討すべき。
- ・ 述べ三日間の従事はきつい。希望者がいるなら日数の上限なく担当してほしい。
- ・ 税理士登録している以上、年齢に関係なく全員従事すべきである。

令和2年4月吉日

組合員各位

関東信越税理士協同組合連合会
理事長 吉村 寛
(公印省略)
埼玉県税理士協同組合
理事長 大手 昭高
(公印省略)

日本税協連福社会生命共済制度
「優 You プラン」加入推進について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本組合事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本連合会が加入する「日本税理士協同組合連合会」の制度である日本税協連福社会生命共済制度「優 You プラン」は、平成9年5月に制度発足しました。お陰様で、その後「優 You プラン」は順調に加入者が増加し、令和2年3月1日現在加入者数21,251名、総保険金額約1,502億円の規模に成長しております。

また「優 You プラン」は、平成30年5月の掛金引き下げに続き、令和1年5月から加入可能「保険金額（加入保険金コースの増設）並びに年齢」の引き上げ等、ますます我々にとって魅力ある制度になっております。

本組合は、税理士とその職場で働く職員の福利厚生制度の更なる充実に資する制度として、「優 You プラン」を加入推進する所存でございます。

つきましては、「優 You プラン」を本年度積極推進してまいりますので、趣旨をご理解のうえ、是非この機会にご加入・増額等のご検討を賜りますようお願い申し上げます。

なお、事務幹事 住友生命保険相互会社の「優 You プラン」制度推進委員が訪問の節は、ご高配いただきますようよろしく願いいたします。

末筆ながら、貴事務所のご繁栄をお祈り申し上げます。

謹白

組員 各位

令和2年4月吉日
 関東信越税理士協同組合連合会
 理事長 吉村 寛
 埼玉県税理士協同組合
 理事長 大手 昭高

日本税協連福社会「優 You プラン」～ご紹介のお願い～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業活動に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では組員事務所の福利厚生制度の更なる充実を図るため、日本税協連福社会生命共済制度「優 You プラン」をおすすめしております。

この生命共済制度は、加入者にとって非常にメリットの大きい制度となっており、ひとりでも多くの組員にご加入いただきたく、2020年8月31日までの期間「推進キャンペーン」を実施しております。

当制度へのご加入についてご検討いただける税理士先生のご紹介をお願いいたしたく、下記のとおり支援策を設けこの「ご紹介カード」を作成いたしました。

こちらの「ご紹介カード」に、ご紹介いただける税理士先生のお名前をご記入の上、当組合までFAXでご返信いただければ、事務幹事会社住友生命の担当者から、ご紹介先の税理士先生に当制度のご案内をさせていただきます。また、ご紹介いただいた税理士先生が当制度にご加入された場合には、拡販にご協力いただきました御礼として商品券を贈呈させていただきます。

多くの皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。

敬具

埼玉県税理士協同組合 事務局 宛

(FAX : 048-665-3888)

●ご紹介先 _____ 先生 (_____ 地域)

「優 You プラン」のご案内先として上記税理士を紹介いたします。

(該当する□内にレをご記入ください。)

住友生命のご担当者に連携してください。

住友生命のご担当者に紹介しました。

→ 紹介した住友生命担当者名 _____ 支社 _____ 職員 _____

お名前 _____ (登録番号 _____) 地域名 _____

紹介者(加入協力者)支援策 (契約成立が条件)《対象者…加入事業所を紹介した税理士》

●加入推進・紹介 特別キャンペーン (紹介カード:県税協事務局到着 8月31日まで)

契約成立した場合 (紹介先事業所の既加入・未加入は問わない)

1事業所につき「5,000円」の商品券を贈呈

熊谷税務署からの連絡事項

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について

(総務課)

別添1 「納税の猶予をご利用ください」参照

別添2 「欠損金の繰戻し還付制度を利用できる法人の範囲が拡大されました」参照

別添3 「テレワーク等のための設備投資が中小企業経営強化税制の対象になりました」参照

別添4 「消費税の課税選択の変更に係る特例について」参照

別添5 「消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について」参照

「新型コロナウイルス感染症等に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が令和2年4月30日付けで成立、公布、施行されましたので、上記のパンフレットをご確認ください。

なお、重複する部分もございますが、コロナウイルス関係全般についてのFAQを別添6として「国税における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ(令和2年4月30日更新)」を添付いたしますので、ご参考になさってください。

(2) 令和元分申告所得税及び復興特別所得税に係る延納分の納付について

(管理運営部門)

納期限(振替日) 令和2年6月1日(月)

※ 延納期間中は年利1.6%の割合の利子税がかかります。

※ 口座振替の未利用者には、令和2年5月12日(火)に納付書を発送します。

※ 個別延長に基づく延納の適用はありません。

令和元年分申告所得税に係る延納分の納期限は6月1日(月)です。振替納税を利用されている方の振替日も同日になります。

振替納税のお知らせはがきを5月26日(火)に国税局から一括で発送いたしますので、関与先等に対しまして、振替日前の残高確認をあらためてご指導いただきますようお願いいたします。

なお、延納期間中は年利1.6%の割合の利子税がかかります。

また、口座振替を利用されていない方へは、令和2年5月12日(火)に納付書を送付いたします。

(3) 個別延長に係る振替納税（申告所得税及び消費税）の納付日について
(管理運営部門)

別添7「個別指定による期限延長により4月17日以降に申告される方の口座からの振替日は、個別に連絡いたします」参照

別添8「個別指定による期限延長の振替納付日について」参照

申告書提出日（納期限） 令和2年4月17日（金）から5月29日（金）
振替日 令和2年6月15日（月）

イ 既に振替納税を利用している方

期限延長（申告日が4月17日（金）から5月29日（金）に係るもの）された口座振替については6月15日（月）です。

ロ 新規に振替納税の利用を希望される方

振替納税に当たっては、延長後の期限（※）までに税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。

※申告書余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記して延長申請をされる場合は、申告の日が延長後の期限となります。

期限延長に係る振替納税該当者に対する振替日の連絡については、6月8日（月）に別添8「個別指定による期限延長の振替納付日について」を発送いたします。

なお、6月以降提出分の振替日については、おおむね月末までの提出分について、翌月15日頃の予定です。

(4) 確定申告期限の柔軟な取扱いについて (個人課税部門)

別添9「報道発表資料 確定申告期限の柔軟な取扱いについて」参照

別添10「申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることとしています。

具体的には、申告書を書面で提出する場合には、申告書右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載いただき、e-Taxで提出する場合には、「特記事項」ないしはそれに類する入力欄に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力願います。

(5) 確定申告の事前予約制について

(個人課税部門)

これまで確定申告会場においては先着順に申告相談をお受けしておりましたが、現在までの申告状況も踏まえれば、今後申告相談に来署される納税者の数は限定的になることや、お待ちいただくことなくスムーズに申告していただくために、所得税等の申告相談においても事前予約制としておりますのでご承知おき願います。

(6) 令和2年分の路線価図等の公開予定日について

(資産課税部門)

例年、4月中旬に国税庁ホームページに路線価図等の公開日を掲載していますが、今年に掲載されておりません。令和2年分の路線価図等については、現在、路線価図等の作成作業を進めているところであり、公開日については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、現在、国税庁において検討されております。

なお、路線価図等の公開日が決定され次第、国税庁ホームページに掲載されますので、今しばらくお待ちください。

(7) 中間申告書の提出期限の延長に関するお知らせについて

(法人課税部門)

別添11「中間申告書の提出期限の延長に関するお知らせ」参照

別添12「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」参照

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、中間申告書とその提出期限までに提出することができなかった場合にも、その提出期限の延長が認められます。

なお、記載方法等については、別添12「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」をご覧ください。

(8) 令和2年度税務職員採用試験について

(総務課)

別添13「令和2年度税務職員採用試験要綱」参照

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集いたします。

詳しくは、国税庁や人事院のホームページをご参照ください。

(9) 関与先名簿及び使用人名簿の提出依頼について

(総務課)

標題について4月6日付の「熊谷税務署からの連絡事項」において、5月22日(金)までの提出をお願いしておりましたが、提出期限を6月19日(金)に変更した依頼文を4月23日に発送させていただきましたので、改めて連絡いたします。

なお、本年から「使用人名簿」についても、税務署宛提出していただくよう、変更されていますのでよろしくお願いいたします。

添付書類

- 1 「納税の猶予をご利用ください」
- 2 「欠損金の繰戻し還付制度を利用できる法人の範囲が拡大されました」
- 3 「テレワーク等のための設備投資が中小企業経営強化税制の対象になりました」
- 4 「消費税の課税選択の変更に係る特例について」
- 5 「消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について」
- 6 「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」
- 7 「個別指定による期限延長により4月17日以降に申告される方の口座からの振替日は、個別に連絡いたします」
- 8 「個別指定による期限延長の振替納付日について」
- 9 「報道発表資料 確定申告期限の柔軟な取扱いについて」
- 10 「申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」
- 11 「中間申告書の提出期限の延長に関するお知らせ」
- 12 「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」参照
- 13 「令和2年度税務職員採用試験要綱」

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思。 ・ 納期限から6か月以内に申請がある。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常年8.9%→軽減後年1.6%※）。

※令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

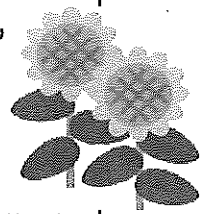
特例猶予の要件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
 - ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納税することが困難であること。

- 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から2か月間に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



猶予の申請方法は裏面へ

令和2年4月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

➤ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」をご利用ください。

電話番号はこちら



【受付時間】 9 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝除く。)

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax を利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センターにお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は納期限までに申請が必要です。
(注) 法律の施行から2か月間は納期限後であっても申請できます。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。
(注) 現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

税務署において所定の審査を迅速に行います

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース1】 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

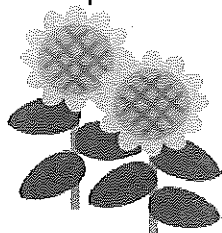
検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税の詳細については、総務省のホームページをご確認ください。

総務省 : https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html





整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納 税 の 猶 予 申 請 書



税務署長殿

国税局猶予相談センターに相談済みの場合はチェックしてください。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)									
申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()				申請年月日	令和 年 月 日		
	氏名称	印				※ 通信日付印			
	法人番号					※ 申請番号			
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	附帯税	新型コロナウイルス等の影響	<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> 入国制限で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少		
				円	円				
	合計			①	②				
猶予期間	納付すべき国税の納期限の翌日から 令和 年 月 日 まで 月間								

2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年(当年)			前年同月			収入減少率
	月	月	月	月	月	月	
収入	売上						$1 - (\text{③} \div \text{⑥})$ $1 - (\text{④} \div \text{⑦})$ $1 - (\text{⑤} \div \text{⑧})$ のうち最大のものを記載
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦	
支出	仕入						支出平均額 $(\text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪}) \div \text{記入月数}$ ⑫ 円
	販売費/一般管理費						
	借入金返済						
	生活費(※)						
小計	⑨	⑩	⑪				

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。
 ※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

税理士署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等					
当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円	
			=	当面の支出 見込額(⑬)	円
(3) 現金・預貯金残高					
	金額		金額		
現金	円	預貯金	円	現金・預貯金の 合計(⑭)	円
(4) 納付可能金額					
⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) =			納付可能金額(⑮)	円	(マイナスの場合は0)
(5) 猶予を受けようとする金額					
(①+②)納付すべき国税		-	(⑮)納付可能金額		=
円			円		=
			猶予額		
			円		

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)

この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します(※)。

※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞税が軽減されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べて概ね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与(確定申告を行う必要があるもの)についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- ・ 申請していただいた内容は税務署で審査します。
- ・ 猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
- ・ 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、申請先の税務署(徴収担当)にお気軽にお問い合わせください。

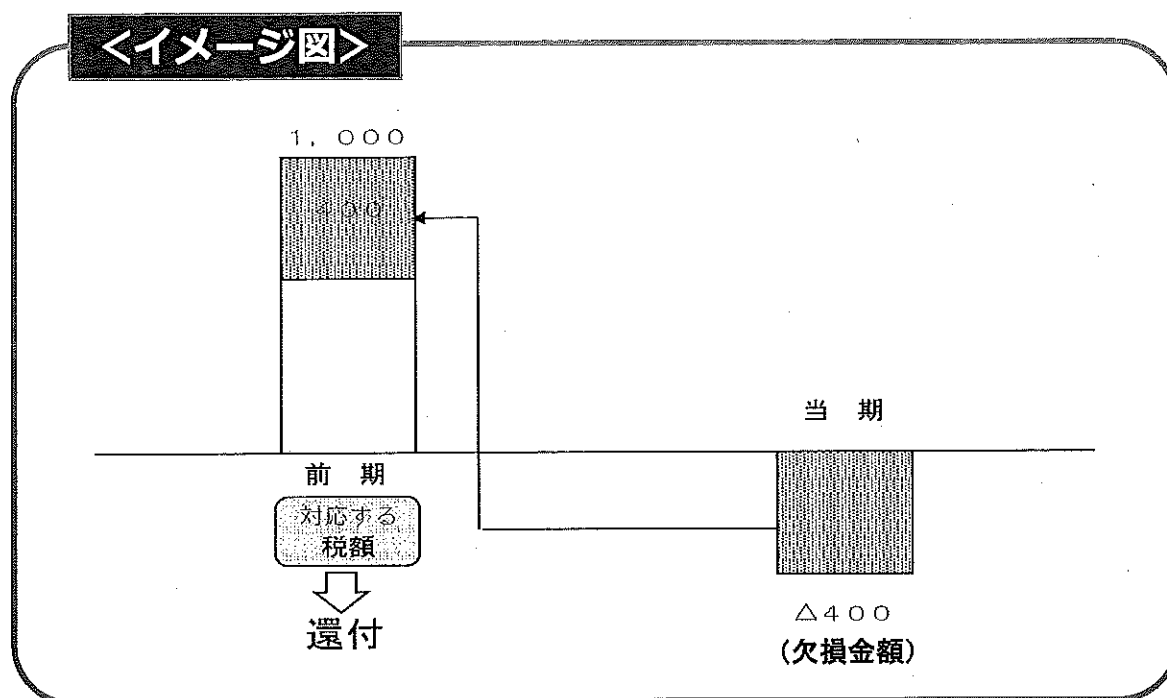
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

欠損金の繰戻し還付制度を利用できる 法人の範囲が拡大されました

- これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用可能となりました

青色欠損金の繰戻し還付制度とは

- 青色申告書を提出する法人に、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に欠損金額を繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です



新型コロナ税特法による欠損金の繰戻しによる還付の特例

- 資本金の額が1億円超 10億円以下の法人について青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります
- 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます
- ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます

還付請求の手続

- 還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の**確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出**してください
- なお、新型コロナ税特法により本制度の対象となる法人が、令和2年7月1日前に確定申告書を提出している場合の請求期限は、令和2年7月31日となります
- 新型コロナウイルス感染症の影響で**期限までに申告や還付請求の手続が難しい方につきましては、その期限を個別に延長することが可能**です

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 還付請求書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

（ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 申告手続・用紙 > 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）
> 税務手続の案内（税目別一覧） > 法人税 > [手続名] 欠損金の繰戻しによる還付の請求）

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス



https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

テレワーク等のための設備投資が 中小企業経営強化税制の対象になりました

○ これまで、中小企業経営強化税制の適用ができる設備は「生産性向上設備」や「収益力強化設備」でしたが、「テレワーク等のための設備」も対象に追加されました

<イメージ図>

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

テレワーク等のための 設備投資が追加

新たな類型（デジタル化設備）

遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備

- ◆機械装置
- ◆工具
- ◆器具備品
- ◆建物附属設備
- ◆ソフトウェア

中小企業経営強化税制とは

- 青色申告書を提出する中小企業者などが、指定期間内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の7%（資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%）の税額控除をすることができる制度です
- 対象となる設備、経営力向上計画の認定については、中小企業庁のホームページをご覧ください

（中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 制度の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。
（ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 税について調べる > タックスアンサー（よくある税の質問）
> 法人税 > No.5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

消費税の課税選択の変更に係る特例について

税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても
消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます。

特例の対象となる事業者

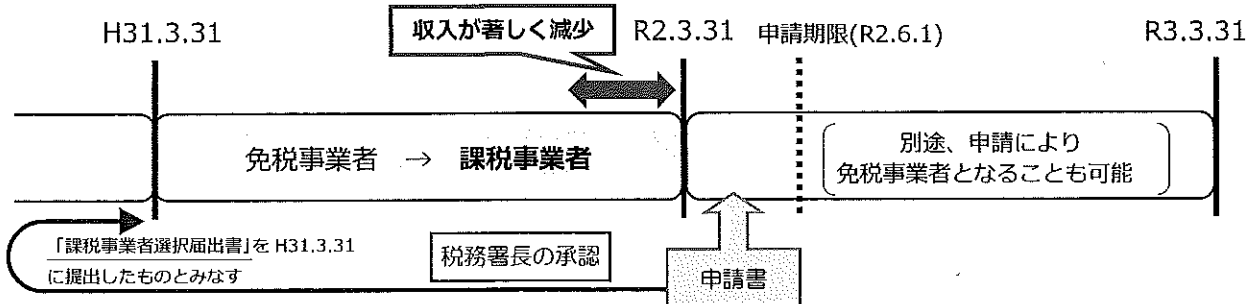
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、
令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち
任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、
著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者

消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出等の特例

- 特例対象事業者は、税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができます。
 - ※ 「特定課税期間」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。
 - ※ 特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください。
 - ※ 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。
- また、本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、**2年間の継続適用要件等は適用されません。**
 - ※ このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認によりその制限を解除する特例が設けられています。

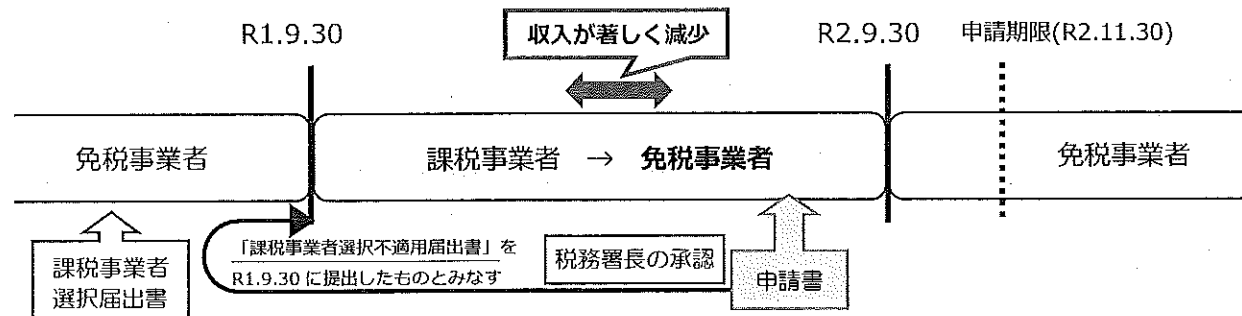
免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

簡易課税制度の適用に関する特例について

- 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法 37 条の 2）。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁

検索

詳細は右の QR コードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

消費貸借契約書に係る印紙税の 非課税措置について

特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となります。

特定事業者とは

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいいます。

非課税措置の対象となる消費貸借契約書

- 特定事業者に対して、公的貸付機関等^{※1}又は金融機関^{※2}が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書

※1 公的貸付機関等とは、地方公共団体、政府系金融機関等をいいます。

※2 金融機関とは、銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関をいいます。

還付申請の手続

➤ 印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出(※)し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

- ※ 提出の際は、できるだけ郵送での提出をお願いします。
- ※ 過誤納となった契約書等(原本)を提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類(原本)を提出する必要があります。
- ※ 契約書等の原本が金融機関等に保管されている場合や、過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類の発行については、借入先の金融機関等にお問合せください。
- ※ 「印紙税過誤納確認申請書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

「印紙税過誤納確認申請書」の記載要領

印紙税過誤納 確認申請書 6 L 2 0 1 6
 充当請求

「消費貸借に関する契約書」と記載してください。

その契約書の実際の名前を記載してください。

過誤納となった理由として、「新型コロナウイルスに係る非課税」と記載してください。

その契約書に貼付した収入印紙の金額を記載してください。

その契約書の日付(作成日)を記載してください。

還付金を受け取る者(申請者)の口座情報を記載してください。

区分	文書の種類(物件名)	文書の名称又は呼称	納付税額 (区分が「2」の場合のみ記入してください)	過誤納となつた理由 (その他は裏面参照)
①	消費貸借に関する契約書	金銭借用証書	10,000	新型コロナウイルスに係る非課税
②				
③				
④				
合計(数量及び過誤納税額)			10,000	
充 当 請 求 金 額			10,000	
還 付 金 額			10,000	

※ 上記の過誤納の事実のとおり令和 年 月 日 確認し(充当請求金額については同日請求のとおり充当し)ました。
 なお、戻付金額は、他に未納の印紙等がない場合に右記お申し出の方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせします。

還付を受けようとする金融機関
 〇〇銀行
 〇〇信用金庫
 普通

1234567

➤ ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
 ➤ 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応 と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ

令和 2 年 3 月

(令和2年4月30日更新)

国 税 庁

法人番号 7000012050002

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染拡大を防止するとともに、政府全体として、必要な対策を講じていくこととしています。

国税庁では、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難であった方については、期限を区切らず柔軟に受け付けることとしているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には納税の猶予制度を案内するなどの対応を行っています。

当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等を、FAQとして取りまとめましたので、参考としてください。

(注) このFAQは、令和2年4月30日現在の法令等に基づいて作成しています。

目 次

(各問をクリックすると該当ページへジャンプします)

1 申告・納付等の期限の個別延長関係

問 1. 確定申告期限の柔軟な取扱い〔4月16日更新〕	4
問 2. 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由〔4月16日更新〕	5
問 2-2. 法人の期限の個別延長について〔4月16日更新〕	7
問 2-3. 中間申告期限の個別延長について〔4月30日追加〕	8
問 3. 相続税の期限の個別延長について〔4月16日追加〕	10

<個別延長の対象>

問 4. 期限の個別延長の対象となる手続	11
問 5. いわゆる「死亡による準確定申告」の期限延長の可否	11
問 6. 申告所得税等に関して延長の対象とならない手続	12

<具体的なケースにおける期限の個別延長について>

問 7. 株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長	12
問 8. 資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長	13
問 9. 相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い 〔4月16日更新〕	13

<期限の個別延長の手続>

問 10. 個別延長のための申請手続の期限について〔4月16日更新〕	14
------------------------------------	----

2 納付等の手続関係

問 1. 口座からの振替日について〔4月16日追加〕	15
問 2. 国税の納付方法について	15

問 3. 申告期限等が延長されたことによるダイレクト納付の取扱い……………	16
問 4. 期限が延長される前に交付を受けた納付書の取扱い……………	16
<還付申告の取扱い>	
問 5. 還付申告された方々への還付金の支払時期……………	16
3 納付の猶予制度関係	
問 1. 資金繰りが悪化して、期限までに全額を納められない場合 〔4月30日更新〕……………	17
問 2. 新たに設けられた特例猶予制度とこれまでの猶予制度 〔4月30日追加〕……………	18
<具体的なケースにおける納付の猶予制度について>	
問 3. 収入が大幅に減少した場合〔4月30日追加〕……………	19
問 4. 財産（棚卸資産など）に損失が生じた場合〔4月30日更新〕……………	20
問 5. 事業に著しい損失や著しい売上の減少が生じた場合 〔4月30日更新〕……………	21
<納付の猶予制度の手続等>	
問 6. 納付の猶予制度の必要書類について〔4月30日更新〕……………	22
問 7. 担保の提供について〔4月30日更新〕……………	23
4 申告所得税等の確定申告に係る申告相談関係	
問 1. 税務署における申告相談の取扱い〔4月16日更新〕……………	24
問 2. 税務署を利用しない申告相談の方法〔4月16日更新〕……………	24
問 3. 令和2年4月17日（金）以降の申告相談体制について 〔4月16日追加〕……………	25
問 4. 税務署の職員等が感染症に感染した場合の申告相談の対応……………	25
5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係	
<法人税に関する取扱い>	
問 1. 企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い……………	26
問 2. 法人税の災害損失欠損金の範囲について〔4月13日追加〕……………	27
問 3. 企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の取扱い 〔4月13日追加〕……………	28
問 4. 賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合〔4月30日更新〕……………	29
問 5. 企業が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合 〔4月13日追加〕……………	30
問 6. 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額〔4月13日追加〕……………	31
問 7. 業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額 〔4月13日追加〕……………	32

<所得税に関する取扱い>

- 問 8. 個人事業者の事業所得に赤字（損失）が生じた場合の取扱い
〔4月13日追加〕 …………… 33
- 問 9. 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い
〔4月30日更新〕 …………… 35
- 問 10. 青色申告の承認申請の取扱い〔4月13日追加〕 …………… 37

<贈与税に関する取扱い>

- 問 11. 住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例における取得期限等の延長
について〔4月30日追加〕 …………… 39

6 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

- 問 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置
〔4月30日更新〕 …………… 40

<納税の猶予制度の特例>

- 問 2. 納税の猶予制度の特例〔4月30日追加〕 …………… 41

<欠損金の繰戻しによる還付の特例>

- 問 3. 欠損金の繰戻しによる還付の特例〔4月30日追加〕 …………… 42

<テレワーク等のための中小企業の設備投資税制>

- 問 4. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制〔4月30日追加〕 …… 43

<文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用>

- 問 5. 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権
を放棄した観客等への寄附金控除の適用〔4月30日追加〕 …………… 44

<住宅ローン控除の適用要件の弾力化>

- 問 6. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化〔4月30日追加〕 …………… 45
- 問 7. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る申告手続
〔4月30日追加〕 …………… 46

<消費税の課税選択の変更に係る特例>

- 問 8. 消費税の課税選択の変更に係る特例〔4月30日追加〕 …………… 47

<特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税>

- 問 9. 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税〔4月30日追加〕 …………… 48

1 申告・納付等の期限の個別延長関係

問1. 《確定申告期限の柔軟な取扱い》〔4月16日更新〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、申告所得税等の申告・納付期限の一括延長の期限である令和2年4月16日(木)までに申告等の手続きができませんでしたが、令和2年4月17日(金)以後は、申告期限等を延長されることはないのでしょうか。

- 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、感染拡大によって外出を控えるなど令和2年4月16日(木)の期限までに申告することが困難であった方については、期限を区切らずに、同年4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることとしています。
 - 申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、個別に申請することにより、申告期限の延長の取扱いをすることとしています。
 - また、申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書を提出いただく際に、その余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記していただくか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行うことができます。
- ※ 所得税等に関する具体的な申請手続については、以下のリンク先のFAQ(問4)をご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf
- なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。
 - おって、4月17日(金)以降の申告相談については、納税者の皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制とさせていただきます。

問 2. 《期限の個別延長が認められるやむを得ない理由》〔4月16日更新〕

新型コロナウイルス感染症に関連して、期限内に国税の申告・納付ができない場合、災害その他やむを得ない理由による期限延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症（以下、この問では「感染症」といいます。）に関しては、これまでの災害時のように資産等への損害や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害が生じていないものの、感染症の患者が把握された場合には濃厚接触者に対する外出自粛の要請等が行われるなど、自己の責めに帰さない理由により、その期限までに申告・納付等ができない場合も考えられます。
- 今般の感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、例えば、次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続きに必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められることとなります（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

※ 感染症の拡大状況や緊急事態宣言が行われている状況を踏まえ、個別延長の手続については、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記していただくか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行っていただくことができます。

なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

※ 各税目に関する具体的な申請手続（申告書余白部への記載方法や e-Tax を利用する場合の所定の欄への入力方法など）については、以下のリンク先のそれぞれのFAQをご覧ください。

<申告所得税等>FAQ（問4）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf

<相続税>FAQ（問4）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-074.pdf>

<法人税等>FAQ（問4）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

〔個人・法人共通〕

- ① 税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染したこと
- ② 納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③ 次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
 - 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
 - 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること

- 緊急事態宣言などがあったことを踏まえ、各都道府県内外からの移動を自粛しているため、税理士が関与先を訪問できない状況にあること

【法人】

- ④ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと（「1 申告・納付等の期限の個別延長関係」問7参照）

【個人】

- ⑤ 納税者や経理担当の（青色）事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること
- ⑥ 次のような事情により、納税者が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請を受けたこと
 - 感染症の患者に濃厚接触した疑いがある
 - 発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある
 - 基礎疾患があるなど、感染症に感染すると重症化するおそれがある
 - 緊急事態宣言などにより、感染拡大防止の取組みが行われている

※ 上記以外にも、個別の申請により申告期限等が延長される場合がありますので、ご不明な点がございましたら所轄の税務署（調査課所管法人については所轄の国税局）へご相談ください。

問 2-2. 《法人の期限の個別延長について》〔4月16日更新〕

申告所得税等の申告・納付については、4月17日以降であっても柔軟に確定申告を受け付けていると聞きました。

法人については、これから申告・納付期限を迎えることとなりますが、(問2にあるような) やむを得ない理由がなければ期限の個別延長が認められないのか心配しています。法人についても、柔軟に確定申告を受け付けてくれるのでしょうか。

- 法人についても、新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえ、個人の取扱いと同様に、柔軟に確定申告を受け付けることとしています。
 - 法人の場合には、役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども考えられます。
 - ① 体調不良により外出を控えている方がいること
 - ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住いの方がいること
 - ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
 - ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること
 - また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には、個別に申告期限延長が認められます。
 - 申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書の提出の際に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記していただくか、e-Tax をご利用の方は「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行うことができます。
- ※ 法人税等に関する具体的な申請手続については、以下のリンク先のFAQ(問4)をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>
- なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

問 2-3. 《中間申告期限の個別延長について》 【4月30日追加】

法人税又は消費税の中間申告について、その提出期限までに中間申告書の提出がなかった場合には、中間申告書の提出があったものとみなされることとされています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに中間申告書が提出できず、その後「新型コロナウイルス感染症による提出期限の延長申請」である旨を付記した中間申告書を提出した場合に、提出期限の延長が認められますか。

- 法人税又は消費税の中間申告についても、確定申告と同様に、その提出期限の延長が認められます。

【中間申告書の提出期限の延長について】

- 法人税及び消費税の中間申告については、前期の確定した税額から中間申告に係る税額を計算するもの（以下「通常の間申申告」といいます。）と、これに代えて、中間期間を一つの事業年度（又は課税期間）とみなして確定申告と同様に法人税額（又は消費税額）を計算するもの（以下「仮決算による中間申告」といいます。）があります。
- これらに係る中間申告書についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます。
- 例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により、当期の業績が悪化しているような場合には、通常の間申申告に代えて、仮決算による中間申告を検討することとなると考えられます。
- その際に、外出自粛要請の影響など、通常の業務体制が維持できないことにより、例えば、
 - ① 通常の間申申告に係る納付税額と、仮決算による中間申告に係る納付税額を比較・検討するための準備に時間を要する
 - ② 仮決算による中間申告に係る申告書の作成に時間を要する
 など、中間申告書を提出期限までに提出することが困難となる場合が考えられますが、このような場合にも、提出期限の延長が認められます。

【事後的な提出期限延長の申請手続きについて】

- その提出期限までに中間申告書を提出することが困難な場合には、中間申告書の提出ができることとなった時点で、中間申告書の提出の際に、その中間申告書の余白部分に提出期限の延長申請である旨を記載し、提出していただければ、事後的に提出期限の延長が認められます。

※ 具体的な記載例については、以下のリンク先のFAQ（問4）をご覧ください。

（法人） <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

（個人） https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf

- （注） 中間申告書を提出することが困難な状態が、確定申告書の提出期限まで続く場合には、その中間申告書の提出は不要となります。つまり、中間申告により納付する法人税及び消費税は生じないこととなります。

この場合には、確定申告書を提出する際に、確定申告書の余白に、中間申告書は新型コロナウイルス

又感染症の影響により提出できなかった旨を記載し、提出してください。

なお、所轄税務署から送付される確定申告書に印字されている中間税額には、その生じないこととなる税額が含まれていますので、ご使用の際には、その生じないこととなる税額相当額を控除した金額に訂正してご使用ください。

〔中間申告書のみなし提出について〕

- 一方、上記のような事情がなく、中間申告書とその提出期限までに提出することが可能な場合において、中間申告書の提出期限までにその提出がなかったときには、その提出期限において通常の間申申告に係る中間申告書の提出があったものとみなされます。

- この場合には、その提出期限において通常の間申申告に係る納付税額が確定します。
なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、その中間申告に係る納付税額を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。

問 3. 《相続税の期限の個別延長について》〔4月16日追加〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに相続税の申告等の手続きができませんでしたが、相続税についても災害その他やむを得ない理由による期限延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、相続人等が期限までに申告・納付ができないうやむを得ない理由がある場合には、個別に申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。
 - このやむを得ない理由については、新型コロナウイルス感染症に感染した場合はもとより、新型コロナウイルス感染症の影響によって相続人等が次のような状況となっていることにより、申告をすることが困難なケースなどが該当することになります。
 - 体調不良により外出を控えている場合
 - 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの場合
 - 感染拡大により外出を控えている場合
 - また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。
 - 申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書の提出の際に、その余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記していただくか、e-Tax をご利用の方は「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」の「特記事項」欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行うことができます。
- ※ 相続税に関する具体的な申請手続については、以下のリンク先のFAQ（問4）をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-074.pdf>
- なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

<個別延長の対象>

問 4. 《期限の個別延長の対象となる手続》

申告以外の届出や申請なども期限の個別延長の対象となりますか。

- 更正の請求等の申告以外の届出や申請についても、期限の個別延長の対象となります。
- 例えば、申告所得税について、期限の個別延長の対象となる主な申告・納付等の手続は次のとおりです。
 - ・ 所得税及び復興特別所得税の更正の請求
 - ・ 所得税の青色申告承認申請
 - ・ 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）
 - ・ 所得税の青色申告の取りやめ届出
 - ・ 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求
 - ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の届出
 - ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請
 - ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の届出
 - ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の変更承認申請
 - ・ 個人事業の開廃業等届出
 - ・ 国外財産調書の提出
 - ・ 財産債務調書の提出

※ 上記以外の手続や他の税目に関する手続につきまして、期限延長の対象となるかご不明な点がございましたら、所轄の税務署へご相談ください。

問 5. 《いわゆる「死亡による準確定申告」の期限延長の可否》

確定申告書を提出すべき方が死亡した場合の確定申告（いわゆる「死亡による準確定申告」）などについて、申告・納付の期限は個別延長の対象となりますか。

- 期限延長の対象となる手続には、いわゆる「死亡による準確定申告」における申告・納付が含まれます。
- なお、期限延長は日をもって定める期限に適用されるものであるため、確定申告書を提出すべき方が出国をする場合の確定申告（いわゆる「出国による準確定申告」）に係る申告・納付の期限については、延長されません。

問6. 《申告所得税等に関して延長の対象とならない手続》

申告所得税（及び復興特別所得税）について、期限が延長されない申告・納付等の手続は、具体的にどのようなものがありますか。

- 所得税の申告書を提出すべき方が出国する場合におけるいわゆる「出国による準確定申告」に係る申告・納付の期限については、延長の対象となりません。

<具体的なケースにおける期限の個別延長について>**問7. 《株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長》**

当社では、新型コロナウイルス感染症に関連して、定時株主総会の開催時期を例年よりも遅らせることを検討しています。そのため、当期については決算の確定が大幅に遅れ、期限までに法人税の申告手続をすることができません。

このような理由は、国税の申告・納付等の期限の延長が認められる理由に該当することですが、消費税の申告・納付等の期限についても延長が認められますか。

- 法人税については、確定した決算に基づいて申告を行うものとされていますので、新型コロナウイルス感染症に関連して、定時株主総会の開催が延期され、申告期限までに決算が確定しないという理由があれば、申告期限の延長が認められます。^(注)
- 消費税及び地方消費税については、法人税の場合と異なり、確定した決算に基づいて申告を行うものではありませんので、定時株主総会の開催延期により決算が確定しないという理由だけでは、その期限を延長することはできません。
- しかしながら、定時株主総会の開催延期という理由以外にも、例えば、社員の休暇勧奨などで通常の業務体制が維持できない状況となり、決算書類や申告書等の作成が遅れ、期限までに消費税及び地方消費税の申告・納付等が困難な理由がある場合には、期限の延長が認められます。

(注) 法人税に関しては、国税通則法による期限の延長のほか、定時株主総会の開催時期の都合で決算が確定しないという理由があれば、法人税法 75 条の規定による期限延長の申請を行うことができます。なお、この規定による延長期間については利子税を納付しなければなりません。

〔参考〕

「定時株主総会の開催について」（法務省ホームページ）

法務省によると、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合は、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものとされています。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

問8.《資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長》

新型コロナウイルス感染症に関連して、売上が減少したことで資金繰りが悪化しており、このままでは、期限までに国税の納付が困難な状況です。

このような場合に、納付等の期限を延長することができますか。

- 国税の申告・納付等の期限延長の制度は、災害その他やむを得ない理由により、その期限までに申告等の行為が物理的に行えない場合の救済措置として設けられた制度です。
- 一方で、様々な事情により、資金不足が生じて、国税を一時に納付ができない方々への救済措置として、納付の猶予制度が設けられています（「3 納付の猶予制度関係」参照）。
 - ※ 納付の猶予制度は、個人、法人を問わず、全ての税目について対象となります。
- 従いまして、お尋ねのような資金繰りの悪化により、納付が困難な場合につきましては、納付の猶予制度をご利用いただくこととなりますが、納期限前であっても、納付の猶予制度に関するご相談は可能ですので、まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。

問9.《相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い》〔4月16日更新〕

相続税の申告期限が1週間後に到来しますが、相続人の一人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、申告はどうすればいいですか。

- 相続人の一人が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより、相続税の申告期限までに申告できない場合については、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2か月以内に申告書の余白に「新型コロナウイルスにより申告・納付期限延長申請」である旨を付記した申告書を提出いただくことで申告期限等が延長されます。
- なお、個別の申請により申告期限等が延長されるのは申請を行った方のみとなり、申請を行っていない他の相続人等の申告期限等は延長されませんのでご注意ください。
 - ※ 相続税に関する具体的な申請手続については、以下のリンク先のFAQ（問4）をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-074.pdf>

<期限の個別延長の手続>

問 10. 《個別延長のための申請手続の期限について》〔4月16日更新〕

申告期限等の延長を行うための個別の申請は、いつまでに行う必要がありますか。

- 災害その他やむを得ない理由により、申告期限等の延長を受けようとする場合には、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2か月以内に申請を行っていただく必要があります。
申請に当たっては、別途、申請書を作成する必要はなく、申告の際、その申告書等の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくことで申請を行うことができます。
- この場合、延長される申告・納付の期限は原則として申告書等の提出日となります。

2 納付等の手続関係

問1. 《口座からの振替日について》〔4月16日追加〕

振替納税を利用している場合、口座からの振替日はいつになりますか。

- 令和2年4月16日（木）までに申告された方の口座からの振替日は次のとおりです。

申告所得税及び復興特別所得税	：令和2年5月15日（金）
個人事業者の消費税及び地方消費税	：令和2年5月19日（火）

- 個別指定による期限延長により令和2年4月17日（金）以降に申告される方の口座からの振替日は、税務署から個別に連絡いたします。

なお、新規に振替納税の利用を希望される方は、延長後の期限（※）までに所轄の税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。

※ 申告と同時に申告期限の延長申請をされる場合は、申告の日が延長後の期限になりますので、申告書と併せて「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。

問2. 《国税の納付方法について》

銀行や税務署の窓口に行かずに納付することはできますか。

- ダイレクト納付、インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付をご利用いただくことで、銀行や税務署に行かなくても納付できますので、是非ご利用ください。

- 申告所得税や個人事業者の消費税で、期限内に申告された確定申告分等については、口座からの振替により納付（振替納税）ができますので、こちらも是非ご利用ください。

※ ダイレクト納付は、ご利用される日のおおむね1か月前までに、ダイレクト納付利用届出書を作成の上、郵送等により税務署へ書面で提出してください。

※ コンビニエンスストアからも納付ができます。

問3. 《申告期限等が延長されたことによるダイレクト納付の取扱い》

申告期限等が延長されたことにより、ダイレクト納付に影響はありますか。

- ダイレクト納付については、申告と同時に行う方法（即時納付）と日付を指定して行う方法（期日指定）の2つの方法があります。
- ダイレクト納付のご利用に当たって、各税目の次に掲げる日以降は、**「即時納付」のみご利用いただけます**（「期日指定」のご利用はできません。）。
 - ・申告所得税（確定申告分）、贈与税（確定申告分）… **令和2年3月17日（火）**以降
 - ・個人事業者の消費税（確定申告分）…………… **令和2年4月1日（水）**以降
- なお、納付情報登録依頼を作成・送信の上、メッセージボックスに格納される納付区分番号通知からダイレクト納付する場合は、これらの期間においても「期日指定」することができます。

問4. 《期限が延長される前に交付を受けた納付書の取扱い》

既に納期限が3月16日と印字された納付書を持っていますが、この納付書は使用できますか。

- 税務署から送付した納付書に「納期限3月16日」と印字されている場合であっても、3月16日以前と同様に、3月17日以降に使用することが可能です。

<還付申告の取扱い>

問5. 《還付申告された方々への還付金の支払時期》

還付申告を行った場合、還付金は従来のスケジュールで還付されますか。

- 還付金については、従来どおり、申告後、おおむね1か月から1か月半程度で還付することとなります。
- ただし、申告内容が誤っていた場合などは、この期間で還付されないこともあります。

3 納付の猶予制度関係

問1.《資金繰りが悪化して、期限までに全額を納められない場合》〔4月30日更新〕
新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化し、国税を納付期限までに納められない場合の取扱いについて教えてください。

○ お尋ねのような資金繰りの悪化により、国税を納付期限までに一時に納められない方には、税務署に申請を行うことにより、原則として1年間納付を猶予し、延滞税が軽減又は免除される納付の猶予制度があります。

※ 令和2年における延滞税の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合となります。

※ 特例猶予の適用を受けたときは、延滞税が免除されます（「3 納付の猶予制度関係」問2参照）。

○ 納付の猶予制度は、個人、法人を問わず、原則として全ての税目について対象となります。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により一時に納付できない事情のある方に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査についても極力簡素化しておりますので、まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。

○ 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。

➤ 国税の納税の猶予制度FAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>

※ こちらのリンク先もご覧ください。

➤ 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf

➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

問2.《新たに設けられた特例猶予制度とこれまでの猶予制度》〔4月30日追加〕

今般、納税の猶予制度の特例（特例猶予）が創設されたと聞きましたが、特例猶予制度は、どのような点で他の猶予制度と異なるのでしょうか。

- 猶予制度には、従来から、①換価の猶予と②納税の猶予がありました。
 - 申請による換価の猶予は、「事業継続又は生活の維持が困難であるとき」に、比較的広く適用でき、猶予期間中の延滞税が軽減（年8.9%→年1.6%）され、担保の提供が必要となる場合がある制度です。
 - 納税の猶予は、延滞税が全額免除となる場合がありますが、地震や台風で家が壊れるなど、「財産の損失」が生じた場合等に限定されます。
 - 一方、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、多くの事業者等の収入が減少しているという状況を踏まえ、以下の条件を満たす場合には、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税について、「財産の損失」が生じていない場合でも無担保かつ延滞税なしで1年間納税の猶予を受けられる制度が創設されました（特例猶予）。
 - ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること
 - ② 一時に納税することが困難であること
- （注）すでに納期限が過ぎている未納の国税であっても、令和2年6月30日までであれば、遡って特例猶予を申請できます。
- 特例猶予の適用を受けるためには、税務署への申請が必要です。ご不明な点がございましたら、まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。
 - 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。
 - 国税の納税の猶予制度FAQ
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>
 - ※ こちらのリンク先もご覧ください。
 - 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

<具体的なケースにおける納付の猶予制度について>

問3. 《収入が大幅に減少した場合》 (4月30日追加)

当社では、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言により、経営する飲食店の営業時間を短縮し、収入が激減しました。

このような場合に、今般創設された特例猶予は受けられますか。

- お尋ねのように、緊急事態宣言（外出自粛要請）を受けて収入が減少している場合、以下のいずれの要件も満たせば、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税について、特例猶予を受けられます。
特例猶予の適用を受けたときは、延滞税が免除されます。
 - ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少していること
 - ② 一時に納税することが困難であること
- 特例猶予を受けられない場合であっても、収入の減少により事業につき著しい損失が生じているときは、従来からある納税の猶予を受けられることがあります。
なお、この場合の納税の猶予を受けたときは、延滞税が軽減されます。
※ 令和2年における延滞税の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合となります。
- ご不明な点がございましたら、まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。
- 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。
 - 国税の納税の猶予制度FAQ
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>
 - ※ こちらのリンク先もご覧ください。
 - 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

問4.《財産（棚卸資産など）に損失が生じた場合》〔4月30日更新〕

当社では、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことに伴う消毒作業により、仕入れていた食材を廃棄しました。

このような場合に、納税の猶予は受けられますか。

- 納税者が財産に災害を受けたことにより国税を一時に納付できないときは、従来からある「納税の猶予」の制度に基づき、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の分割納付が受けられます。
- お尋ねのように、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことに伴う消毒作業により、仕入れていた食材を廃棄した場合は、「納税の猶予」が受けられることがあります。なお、この場合の納税の猶予を受けたときは、延滞税が免除されます。
 - ※ 「納税の猶予」が受けられない場合でも、「換価の猶予」が受けられる場合があります（「3 納付の猶予制度関係」問2参照）。
- ご不明な点がございましたら、まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。
- 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。
 - 国税の納税の猶予制度FAQ
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>
 - ※ こちらのリンク先もご覧ください。
 - 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

問5. 《事業に著しい損失や著しい売上の減少が生じた場合》 **〔4月30日更新〕**

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響で予約キャンセルが相次いだため、事業に著しい損失が生じました。

このような場合に、納税の猶予は受けられますか。

- 納税者が事業に著しい損失を受けたことや著しい売上の減少があったことにより国税を一時に納付できないときは、従来からある「納税の猶予」の制度に基づき、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の分割納付が受けられます。
- お尋ねのように、新型コロナウイルス感染症の影響で予約キャンセルが相次ぎ、事業に著しい損失が生じた場合は、「納税の猶予」が受けられることがあります。
なお、この場合の納税の猶予を受けたときは、延滞税が軽減されます。
 - ※ 「納税の猶予」が受けられない場合でも、「換価の猶予」が受けられる場合があります（「4 納付の猶予制度関係」問2参照）。
 - ※ 令和2年における延滞税の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合となります。
- ご不明な点がございましたら、まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。
- 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。
 - 国税の納税の猶予制度FAQ
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>
 - ※ こちらのリンク先もご覧ください。
 - 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

＜納付の猶予制度の手続等＞

問6. 《納付の猶予制度の必要書類について》 【4月30日更新】

納付の猶予制度の適用を受けるためには、どのような書類を準備する必要がありますか。

- 受けようとする猶予の種類に応じ、猶予の申請書のほか、「本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿^(注)」、「手元資金の有り高が分かる現金出納帳や預金通帳」などを準備していただく必要があります。
- 他にも書類が必要となる場合がありますので、まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。
- なお、書類の準備が困難な場合は、税務署の徴収担当が書類に記載すべき項目について、聞き取りにより確認するなどの対応を行っております。
- 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。
 - 国税の納税の猶予制度FAQ
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>
 - ※ こちらのリンク先もご覧ください。
 - 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

問7.《担保の提供について》〔4月30日更新〕

納付の猶予制度の申請に当たっては、担保の提供が必要でしょうか。

- 新たに設けられる特例猶予制度の適用を受ける場合には、担保の提供は不要です。
- その他の猶予制度の適用を受ける場合には、通常は担保が必要となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により納付の猶予制度の適用を受ける納税者については、財産の状況などから担保の提供ができることが明らかである場合を除き、担保は不要として取り扱っています。
- ご不明な点がございましたら、まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。
- 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。
 - 国税の納税の猶予制度FAQ
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>
 - ※ こちらのリンク先もご覧ください。
 - 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

4 申告所得税等の確定申告に係る申告相談関係

問1.《税務署における申告相談の取扱い》〔4月16日更新〕

令和2年4月17日（金）以降も、確定申告会場で、これまでどおり申告相談ができますか。

- 令和2年4月17日（金）以降の申告相談については、納税者の皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告を行っていただけるよう、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止に、より一層配慮した形で、所轄の税務署にて行うこととしています。
- ただし、咳・発熱等の症状がある方や、体調の優れない方の申告相談をご遠慮いただいています。
- なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、税務署に出向くことなく、自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（e-Tax）していただくことが可能ですので、是非ご利用ください。
- また、税務署においては、次の対策を講じ、感染拡大の防止に努めています。
 - ・ 職員に対する手洗い・うがい、マスク着用の徹底
 - ・ アルコール消毒液の設置
 - ・ 体調がすぐれない職員を事務に従事させないこと
- 税務署に来署を予定されている皆様におかれましても、このような感染拡大防止策をご理解の上、手洗い、マスクの着用、アルコール消毒液の利用など、感染予防へのご協力をお願いします。

問2.《税務署を利用しない申告相談の方法》〔4月16日更新〕

税務署に行かずに申告相談することはできますか。

- 確定申告に関する申告相談については、国税庁ホームページに「確定申告期に多いお問合せ事項 Q&A」や「タックスアンサー」を掲載していますので、申告に当たりご不明な点がございましたら、適宜、参照いただきますようお願いします。
- また、電話による相談については、最寄りの税務署にお問合せの上、「1番」を押していただければ、国税局電話相談センターが対応いたします。
- なお、令和2年1月から、医療費控除や住宅ローン控除などのよくある質問につきまして、チャットボット（ふたば）が回答するサービスを試験的に導入していますので、是非ご利用ください。

➤ 税務相談チャットボット

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/info-chatbot.htm#>

問3. 《令和2年4月17日（金）以降の申告相談体制について》〔4月16日追加〕

令和2年4月17日（金）以降も、十分な申告相談が受けられるのですか。

- 4月17日（金）以降の申告相談については、来署される皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制とさせていただきます。
- 国税局や税務署が一体となり、適正な人員配置を行うことにより、来署される方々がストレスを感じることなく申告できるような体制を整備しております。

問4. 《税務署の職員等が感染症に感染した場合の申告相談の対応》

職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、申告相談はどうするのですか。

- 税務署の職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、保健所等の指示により、申告相談スペースや事務室の消毒等を行うこととしています。その場合、一時的に申告相談を中断することがありますので、ご理解いただきますようお願いします。

5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

<法人税に関する取扱い>

問1. 《企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い》

当社では、新型コロナウイルス感染症に関連して、今般の感染症の流行が終息するまでの間の緊急支援の取組みとして、自社製品（食料品）を学童保育施設、子供食堂、社会福祉施設、生活困窮者支援団体、フードバンク活動を行う団体などに対して無償で提供し、施設へ通う子供達や生活困窮者等への支援を行う予定です。

このような支援のために行った自社製品の提供に要する費用は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用として、その提供時の損金の額に算入することができるでしょうか。

- 貴社が行う自社製品等の提供が、今般の新型コロナウイルス感染症に関する対応として、不特定又は多数の生活困窮者等を救援するために緊急、かつ、今般の感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであれば、その提供に要する費用（配送に係る費用も含まれます。）の額は、提供時の損金の額に算入して差し支えありません。

※ 自社製品等には、他から購入した物品やサービスの提供を業務とする法人が行う役務の提供も含まれます。

〔参考〕

- 質疑応答事例（法人税）「フードバンクへ食品を提供した場合の取扱い」
- 法人税基本通達9-4-6の4（自社製品等の被災者に対する提供）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61の4(1)-10の4（自社製品等の被災者に対する提供）

問 2. 《法人税の災害損失欠損金の範囲について》〔4月13日追加〕

当社は、給食の提供事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染症に関連して、学校の臨時休業の影響で、給食用として準備していた食材を廃棄しなければならなくなったほか、調理場や配膳室などの施設を消毒する必要が生じました。

ところで、災害により生じた損失がある場合には、法人税の繰戻し還付制度を利用して、過去に納めた法人税等の還付を受けることができます。

このような廃棄損や、消毒に要する費用については、法人税の取扱上「災害により生じた損失」に該当するでしょうか。

○ 今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、学校の臨時休業や外出自粛の要請等が行われたことにより、貴社において、棚卸資産や固定資産などに損失が生じている場合や、感染症の拡大や発生を防止するための消毒等の費用を支出している場合、これらの損失や費用の額は、「災害により生じた損失の額」に該当します。

○ ただし、災害損失欠損金の繰戻し還付制度の対象となる「災害により生じた損失の額」については、災害により棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた損失の額が対象とされているため、例えば、外出自粛の要請等があったことによる店舗の売上げの減少額などは対象とはなりません。^(注)

(法人税法 80 条 5 項、法人税法施行令 154 条の 3)

(注) 中小法人である青色申告法人の場合、災害損失欠損金以外の青色欠損金については 1 年間の繰戻し還付が可能です。(法人税法 80 条 1 項)

〔災害損失欠損金に該当する例〕

- ・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- ・ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

※ 繰戻し還付の対象となる災害損失とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。

〔災害損失欠損金に該当しない例〕

- ・ 客足が減少したことによる売上げ減少額
- ・ 休業期間中に支払う人件費
- ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

※ 上記のように、棚卸資産や固定資産の被害の拡大・発生を防止するために直接要した費用とは言えないものについては、災害損失欠損金に該当しません。

〔参考〕

- 暮らしの税情報「災害等にあったとき（災害により被害を受けた場合の法人税の特例）」

問3. 《企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の取扱い》〔4月13日追加〕

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組みとして、関連する子会社や下請け業者などの取引先に対して、マスクや消毒液を無償で提供する予定です。

今回の措置は、今般、マスク需要が急激に増加し、取引先等において調達が困難となっている現状を踏まえ、当社の関連業務に従事する者や多数のお客様と接する機会の多い業者に使用させることを条件にして、無償で提供を行うこととしたものです。

この取組みは、感染症の流行が終息するまでの期間に限定して行うものですが、このようなマスク等の提供に要する費用は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用に該当するでしょうか。

- 貴社が行うマスク等の無償提供が、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、緊急、かつ、感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであり、次の条件を満たすものであれば、貴社の事業遂行上、必要な経費と考えられますので、その提供に要する費用（マスク等の購入費用、送料等）の額は、寄附金以外の費用に該当します。
 - ① 提供を行う取引先等において、マスクの不足が生じていることにより業務の遂行上、著しい支障が生じている、又は今後生じるおそれがあること
 - ② その取引先等が業務を維持できない場合には、貴社において、操業が維持できない、営業に支障が生じる、仕入れ等が困難になるといった、貴社の業務に直接又は間接的な影響が生じること
- なお、上記の①及び②の条件を満たすものであっても、その提供先において、無償提供したマスク等が転売されているといった事実がある場合には、貴社の事業遂行上、必要な経費とは認められませんので、その提供に要する費用は、税務上、寄附金に該当します。

問4.《賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合》〔4月30日更新〕

当社は、店舗用物件やテナント等を賃貸する不動産貸付業を行っています。今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、当社の物件を賃借している事業者から、「売上が急減している中、固定的に支払いが発生する賃料の負担が大変である。」といった切実な声が寄せられています。

そこで、当社としては、賃料の減額を求められた場合、契約内容の見直しを行い、今般の感染症の流行が終息するまでの期間に限って、賃料の減額に応じるつもりです。

このように当社が取引先等に対して、復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合に、その賃料の減額分については、法人税の取扱上、寄附金として取り扱われるのでしょうか。

- 企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、原則として、相手方に対して寄附金を支出したものとして税務上、取り扱われることとなります。
- しかしながら、貴社が行った賃料の減額が、例えば、次の条件を満たすものであれば、実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられますので、その減額した分の差額については、寄附金として取り扱われることはありません。
 - ① 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
 - ② 貴社が行う賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
 - ③ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること
- また、取引先等に対して既に生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取り扱われます。

なお、賃料の減免を受けた賃借人（事業者）においては、減免相当額の受贈益が生じることになりますが、この場合であっても、事業年度（個人の場合は年分）を通じて、受贈益を含めた益金の額（収入金額）よりも損金の額（必要経費）が多い場合には課税が生じることはありません。
- この取扱いは、テナント以外の居住用物件や駐車場などの賃貸借契約においても同様です。

〔参考〕

- 法人税基本通達9-4-6の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61の4(1)―10の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

問5.《企業が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合》〔4月13日追加〕

当社は、販売促進目的で一般消費者の方々を抽選で観劇（芝居、演劇、コンサート）等に招待しているほか、福利厚生目的で観劇等のチケットを社員へ配付しています。

これらの目的で当社がチケットを購入していた観劇等について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、すべての観劇等が公演中止となりました。

これらのチケットは、契約上、払い戻しを受けることが可能ですが、この観劇等の興行主や劇団などは、当面の公演中止により収入の見通しが立たず、事業継続が困難となり、劇団関係者への給料等も支払えない状況にあると知ったことから、当社としては、その復旧支援のためにチケットの払い戻しを辞退することにしました。

このような取引先の復旧支援のためにチケット払戻請求権の放棄（債権の免除等）をしたことによる損失の額は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用に該当するでしょうか。

- 企業が、契約上払い戻し可能とされているチケットについて、その払い戻しを辞退した場合、税務上、その払戻請求権の放棄による経済的利益の供与の額は寄附金の額に該当します。

しかしながら、貴社が行ったチケットの払戻請求権の放棄（債権の免除等）が、次の条件を満たすものであれば、その放棄したことによる損失の額は、寄附金以外の費用に該当します。

- ① 債権の免除等を行う相手先が、貴社の取引先等（得意先、仕入先、下請先、特約店、代理店等のほか、実質的な取引関係にあると認められる者を含みます。）であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に関連して相手先に生じた被害からの復旧支援を目的としたものであること
- ③ 債権の免除等が、相手先において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること
- ④ その債権の免除等が、単なる払い戻しの請求漏れではなく、復旧支援の為に行われたことが書面などにより確認できること

〔参考〕

- 法人税基本通達9-4-6の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61の4(1)―10の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

問6.《業績が悪化した場合に行う役員給与の減額》〔4月13日追加〕

当社は、各種イベントの開催を請け負う事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、イベント等の開催中止の要請があったことで、今後、数か月間先まで開催を予定していた全てのイベントがキャンセルとなりました。

その結果、予定していた収入が無くなり、毎月の家賃や従業員の給与等の支払いも困難な状況であることから、当社では、役員給与の減額を行うこととしました。

法人税の取扱いでは、年度の中で役員給与を減額した場合、定期同額給与に該当せず、損金算入が認められないケースもあると聞いています。

そこで、当社のような事情によって役員給与を減額した場合、その役員給与は定期同額給与に該当するでしょうか。

- 貴社が行う役員給与の減額改定については、業績悪化改定事由による改定に該当するものと考えられます。

したがって、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになります。

- 法人税の取扱いにおける「業績悪化改定事由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいいますので、貴社のように、業績等が急激に悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からもやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況にある場合は、この業績悪化改定事由に該当することになります。

〔参考〕

- 法人税基本通達9-2-13（経営の状況の著しい悪化に類する理由）
- 役員給与に関するQ & A（平成24年4月改訂版）【Q1】（業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱い）

問7.《業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額》〔4月13日追加〕

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国からの入国制限や外出自粛要請が行われたことで、主要な売上先である観光客等が減少しています。そのため、当面の間は、これまでのような売上げが見込めないことから、営業時間の短縮や従業員の出勤調整といった事業活動を縮小する対策を講じています。

また、いつになれば、観光客等が元通りに回復するのの見通しも立っておらず、今後、売上げが更に減少する可能性もあるため、更なる経費削減等の経営改善を図る必要が生じています。一方で、当社の従業員の雇用や給与を維持するため、急激なコストカットも困難であることから、当社の経営判断として、まずは役員給与の減額を行うことを検討しています。

しかしながら、法人税の取扱上、年度の中で役員給与を減額した場合にその損金算入が認められるのは、経営が著しく悪化したことなど、やむを得ず減額せざるを得ない事情（業績悪化改定事由）がある場合に限られると聞いています。

そこで、当社のような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当するのでしょうか。

- 貴社が行う役員給与の減額改定について、現状では、売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、貴社が営業を行う地域では観光需要の著しい減少も見受けられるところです。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止されない限り、減少した観光客等が回復する見通しも立たないことから、現時点において、貴社の経営環境は著しく悪化しているものと考えられます。
- そのため、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、急激に財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化することが不可避と考えられます。
- したがって、貴社のような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当します。

〔参考〕

- 法人税基本通達9-2-13（経営の状況の著しい悪化に類する理由）
- 役員給与に関するQ&A（平成24年4月改訂版）〔Q1-2〕（業績等の著しい悪化が不可避と認められる場合の役員給与の減額）

<所得税に関する取扱い>

問8. 《個人事業者の事業所得に赤字（損失）が生じた場合の取扱い》

〔4月13日追加〕

私は、居酒屋を営む個人事業主です。新型コロナウイルス感染症に感染したため、完治するまでの間、休業しました。

この度の休業は、突然のことであったため、食材等を廃棄するとともに、店舗全体を消毒するなどの支出もありました。

その後、営業を再開しましたが、しばらくの間は客足が戻らず、例年に比べて収入も少ないため、本年の所得は赤字（損失）になる見込みです。

- 令和2年において事業所得などに生じた赤字（損失）の金額がある方の税制上の取扱いについては、青色申告を行っている事業者と、白色申告を行っている事業者との違いによりそれぞれ、次のとおり取り扱われます。

【青色申告の方】

- 事業所得などに赤字（損失）の金額がある場合で、他の所得と通算（損益通算）しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときには、その損失額を翌年以後3年間（令和3年から令和5年）にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます（純損失の繰越）。
- また、純損失の金額が生じた年の前年（令和元年）も青色申告をしている場合には、その損失の金額の全部又は一部を前年（令和元年）に繰り戻して、前年分（令和元年分）の所得税の還付を受け（純損失の繰戻し）、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後3年間（令和3年から令和5年）にわたって繰り越すことができます。
- 純損失の繰戻しの適用を受けるためには、繰戻しを行う純損失が生じた年分（令和2年分）の確定申告書とともに原則として確定申告期限（延長後の期限をいいます。）までに、「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書」を所轄の税務署長に提出する必要があります。

➤ 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/03_29.pdf

【白色申告（青色申告以外）の方】

- 事業所得などに赤字（損失）の金額がある場合で、他の所得と通算（損益通算）しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）のうち、「事業用資産に生じた災害による損失等」については、その損失額を翌年以後3年間（令和3年から令和5年）にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。
- 「事業用資産に生じた災害による損失等」とは、棚卸資産や事業用の固定資産などに生じた災害による損失をいい、その災害に関連するやむを得ない支出で一定のものを含みます。

(参考 1) 事業用資産に生じた災害による損失等の取扱い

今般の新型コロナウイルス感染症に関連した「事業用資産に生じた災害による損失等」については、次のとおり、取り扱って差し支えありません。

〔災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当する例〕

- ・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- ・ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気洗浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

※ 「災害により生じた損失等」とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。

〔災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当しない例〕

- ・ 客足が減少したことによる売上げ減少額
- ・ 休業期間中に支払う人件費
- ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

※ 上記のように、棚卸資産や固定資産に生じた被害の拡大・発生を防止するために直接要した費用とは言えないものについては、「災害により生じた損失等」に該当しません。

(参考 2) 個人事業者の繰戻還付及び繰越控除の適用の有無について

	青色申告 (災害による損失かどうかを問わない)	白色申告	
		災害損失	災害損失以外
繰戻還付	○ { 1 年繰戻し可 } ※ 1	×	
繰越控除	○ { 3 年繰越し可 } ※ 1	○ { 3 年繰越し可 }	× ※ 2

※ 1 青色申告者の繰戻還付（純損失の繰戻し）及び繰越控除（純損失の繰越控除）については、災害損失とそれ以外の損失で取扱いは変わらず、純損失の全額が繰戻還付及び繰越控除の対象となる。また、純損失の金額の全部又は一部を前年分に繰戻し、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後に繰り越すことも可能。

※ 2 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額は繰越可能。

問9. 《個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い》

〔4月30日更新〕

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがありますが、こうした助成金は所得税の課税対象となりますか。

- 国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次のとおり課税関係が異なります。具体例については、次ページの**（参考）**をご覧ください。

【非課税となるもの】

- 次のような助成金（助成金には、商品券などの金銭以外の経済的利益を含みます。以下同じです。）は、非課税となります。
- ① 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
 - ② その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
 - ・ 学資として支給される金品（所得税法9条1項十五号）
 - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項十七号）

【課税となるもの】

- 上記の非課税所得とならない助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。
- ① 事業所得等に区分されるもの

事業に関して支給される助成金（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）

（注） 補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。
 - ② 一時所得に区分されるもの

例えば、臨時的に一定の所得水準以下の方に対して支給するなど、事業に関連しないもので、一時に支給される助成金

（注） 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。
 - ③ 雑所得に区分されるもの

上記①・②に該当しない助成金

- ※1 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。
- ※2 国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、次ページの**（参考）**をご確認ください。なお、次ページの**（参考）**に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

(参考) 国等から支給される主な助成金等の課税関係 (例示)

(★) 今般のコロナウイルス感染症等の影響に関連して創設等された助成金等。

非 課 税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険の失業等給付 (雇用保険法 12 条) ・ 生活保護の保護金品 (生活保護法 57 条) ・ 児童 (扶養) 手当 (児童手当法 16 条、児童扶養手当法 25 条) ・ 被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法 21 条) <p>【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡素な給付措置 (臨時福祉給付金) (措置法 41 条の 8 1 項一号) ・ 子育て世帯臨時特例給付金 (措置法 41 条の 8 1 項二号) ・ 年金生活者等支援臨時福祉給付金 (措置法 41 条の 8 1 項三号) <p>【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (★) 特別定額給付金 (新型コロナ税特法 4 条一号) ・ (★) 子育て世帯への臨時特別給付金 (新型コロナ税特法 4 条二号) <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都認証保育所の保育料助成金 (所得税法 9 条 1 項十五号) ・ (★) 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 (所得税法 9 条 1 項十七号) ・ (★) 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成 (所得税法 9 条 1 項十七号)
課 税	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (★) 小学校休業等対応助成金 ・ (★) 小学校休業等対応支援金 ・ (★) 雇用調整助成金 ・ (★) 持続化給付金 ・ (★) 東京都の感染拡大防止協力金 ・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金 <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すまい給付金 ・ 地域振興券 <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券 (通常時のもの) ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成 (通常時のもの)

問 10. 《青色申告の承認申請の取扱い》〔4月13日追加〕

私は個人事業者であり、令和2年分以後の所得税については青色申告にしたいと考えています。

令和元年分の所得税の確定申告書は、通常確定申告期限内に提出しましたが、青色申告承認申請書は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により期限内に提出することができませんでした。

この感染症拡大の影響がなくなり次第、青色申告承認申請書を提出したいのですが、令和2年分から青色申告にすることはできますか。

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）に係る申告・納付等のうち、その期限が令和2年2月27日（木）から同年4月15日（水）までの間に到来するものについては、その期限を同年4月16日（木）まで延長しました。
- また、この期限に申告・納付等が間に合わない方については、同年4月17日（金）以後であっても、申告書等の作成や提出が可能となった時点で税務署に申し出ていただければ、個別に期限延長の取扱いをすることとしています。
- 期限延長の対象となる手続には、申告・納付手続のほか、税務署長に対する各種申請、請求、届出その他書類の提出についても含まれており、所得税の青色申告の承認申請についても同様に期限延長の対象となりますので、帳簿書類の備付け・保存などが青色申告の所定の定めに従って行われている場合には、その申請により、令和2年分の所得税から青色申告をすることができます。

（注） 個別の期限延長の取扱いは、申告や申請等を行うことができないやむを得ない理由がある場合に認められるものです。

したがって、例えば、令和2年4月17日（金）以後に修正申告や更正の請求などの手続を行った後、別の日に青色申告の承認申請を行う場合には、その申請を行うことができないやむを得ない理由があったとは認められず、令和2年分の所得税から青色申告をすることはできませんので、ご注意ください。

➤ 青色申告の承認申請書

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/h28/10.pdf>

※ 青色申告の特典については、次ページの（参考）をご確認ください。

(参考) 青色申告の特典 (主なもの)

〈最高 65 万円の青色申告特別控除〉

- 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む方が、正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書を提出期限内に提出する場合は、これらの所得を通じて次の金額を控除することができます。それ以外の場合は、事業所得等を通じて最高 10 万円を控除することができます。
 - 1 e-Tax による申告 (電子申告) 又は電子帳簿保存の要件を満たしている場合 最高 65 万円
 - 2 上記 1 以外の場合 最高 55 万円

〈青色事業専従者給与の必要経費算入〉

- 青色申告者と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人 (青色事業専従者) に支払った給与は、あらかじめ納税地の所轄税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、青色事業専従者の労務の対価として適正な金額であれば必要経費とすることができます。

〈純損失の繰越しと繰戻し〉

- 事業所得等が赤字となり、純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後 3 年間にわたって各年分の所得から差し引くことができます (純損失の繰越し)。また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます (純損失の繰戻し)。

<贈与税に関する取扱い>

問 11. 《住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例における取得期限等の延長について》 〔4月30日追加〕

住宅取得等資金の非課税の特例について、次の場合に該当し、期限までに住宅の取得又は居住ができなかった場合でも適用を受けることはできますか。

- ① 令和元年に父から住宅資金の贈与を受けて、家屋の棟上げまで工事が終了し、令和2年12月31日までに居住する見込みであるとして、この特例の適用を受けて贈与税の申告を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅の新築工事の工期が延長され同日までに居住できなかった場合
- ② 令和2年1月に母から贈与を受けた住宅資金について特例の適用を受ける予定であり、令和3年3月15日までに住宅を新築する見込みだったが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の工期が延長され同日までに工事が完了できない場合

- 「住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例」の適用を受けるためには、取得期限（贈与を受けた年の翌年3月15日）までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築（いわゆる棟上げまで工事が了している状態を含みます。）又は取得等をし、居住期限（同年12月31日）までにその家屋に居住する必要があります。
- ただし、「災害に基因するやむを得ない事情」により、取得期限までに新築等ができなかった場合又は居住期限までに居住ができなかった場合には、それぞれの期限が1年延長され、特例の適用を受けることができます。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、例えば、緊急事態宣言などによる感染拡大防止の取組に伴う工期の見直し、資機材等の調達が困難なことや感染者の発生などにより工事が施行できず工期が延長される場合など、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた自己の責めに帰さない事由については、「災害に基因するやむを得ない事情」に該当するものと認められます。
- したがって、お尋ねの場合が、上記のやむを得ない事情に該当するときは、
 - ・ ①の場合については、居住期限の延長がされますので、その延長後の居住期限（令和3年12月31日）までにその家屋に居住すれば、この特例の適用を受けることができます。
 - ・ ②の場合については、取得期限と居住期限が延長されますので、その延長後の取得期限（令和4年3月15日）までにその家屋を取得し、延長後の居住期限（令和4年12月31日）までにその家屋に居住すれば、この特例の適用を受けることができます。
- 具体的には、個々の事例により判断することとなりますが、ご不明な点がございましたら所轄の税務署へご相談ください。

〔参考〕

- ▶ 暮らしの税情報「災害等にあったとき（住宅取得の際の贈与税に関する特例措置）」

6 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

問 1. 《新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置》

〔4月30日更新〕

新型コロナウイルス感染症等の措置の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年4月30日成立、同日施行。以下、問2以降について「新型コロナウイルス税特法」といいます。）等で新たに措置された税制上の措置について教えてください。

- 今般、国税に関する税制について措置されたものは、以下のとおりです。
 - ① 納税の猶予制度の特例【問2参照】
 - ② 欠損金の繰戻しによる還付の特例【問3参照】
 - ③ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制【問4参照】
 - ④ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用【問5参照】
 - ⑤ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化【問6及び7参照】
 - ⑥ 消費税の課税選択の変更に係る特例【問8参照】
 - ⑦ 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税【問9参照】

- これらの措置の概要については、次ページからの問2から問9をご覧ください。

〔参考〕

- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

<納税の猶予制度の特例>

問2. 《納税の猶予制度の特例》〔4月30日追加〕

新たに措置された「納税の猶予制度の特例（特例猶予）」について教えてください。

- 猶予制度には、従来から、①換価の猶予と②納税の猶予がありました。
 - 申請による換価の猶予は、「事業継続又は生活の維持が困難であるとき」に、比較的広く適用でき、猶予期間中の延滞税が軽減（年 8.9%→年 1.6%）され、担保の提供が必要となる場合がある制度です。
 - 納税の猶予は、延滞税が全額免除となる場合がありますが、地震や台風で家が壊れるなど、「財産の損失」が生じた場合等に限定されます。
 - 一方、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、多くの事業者等の収入が減少しているという状況を踏まえ、以下の条件を満たす場合には、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税について、「財産の損失」が生じていない場合でも無担保かつ延滞税なしで1年間納税の猶予を受けられる制度が創設されました（特例猶予）。
 - ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること
 - ② 一時に納税することが困難であること
- (注) すでに納期限が過ぎている未納の国税であっても、令和2年6月30日までであれば、遡って特例猶予を申請できます。
- 特例猶予の適用を受けるためには、税務署への申請が必要です。ご不明な点がございましたら、まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。
 - 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。
 - 国税の納税の猶予制度FAQ
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>
 - ※ こちらのリンク先もご覧ください。
 - 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

<欠損金の繰戻しによる還付の特例>

問3. 《欠損金の繰戻しによる還付の特例》〔4月30日追加〕

新たに措置された「欠損金の繰戻しによる還付の特例」について教えてください。

- 今般、措置された特例「欠損金の繰戻しによる還付の特例」とは、これまで中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、利用できる法人の範囲を拡大して、資本金の額が1億円超 10億円以下の法人も利用することができることとされました。

（注）ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

- 青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告法人で、各事業年度において生じた欠損金について、その欠損が生じた事業年度（欠損事業年度）開始の前日1年以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の所得に繰り戻し、その所得に対する法人税額の全部又は一部を還付することができる制度です。

- この特例は、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます。

- 還付請求を行う場合は、欠損事業年度の確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出してください。

（注）今回設けられた特例により本制度の対象となる法人が、令和2年7月1日前に欠損事業年度の確定申告書を提出している場合の請求期限は、令和2年7月31日となります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて期限までに申告や還付請求の手続が困難な場合には、個別に期限延長が認められます。

※ 期限の個別延長については、「1 申告・納付等の期限の個別延長関係」問2-2をご覧ください。

〔参考〕

- 国税庁リーフレット「欠損金の繰戻し還付制度を利用できる法人の範囲が拡大されました」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_2.pdf
- タックスアンサー（法人税）「No.5763 欠損金の繰戻しによる還付」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5763.htm>
- 還付請求書の様式など、詳しくは以下のリンク先をご覧ください。
〔手続名〕欠損金の繰戻しによる還付の請求
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm

<テレワーク等のための中小企業の設備投資税制>

問 4. 《テレワーク等のための中小企業の設備投資税制》〔4月30日追加〕

新たに措置された「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」について教えてください。

- 今般、措置された特例「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」により、中小企業者などが、テレワーク等のための設備（遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備）を取得した場合に、中小企業経営強化税制の適用が受けられることができることとされました。
 - ※ 中小企業経営強化税制の対象設備について、これまでの「生産性向上設備」と「収益力強化設備」の2つのタイプのほか、新たな類型として「デジタル化設備」が追加されました。
 - ※ 「デジタル化設備」については、機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアが対象設備となります。
- 中小企業経営強化税制とは、青色申告書を提出する中小企業者などが、指定期間内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の7%（資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%）の税額控除をすることができる制度です。
- 対象となる設備、経営力向上計画の認定については、中小企業庁のホームページをご覧ください。
 - 中小企業庁ホームページ：経営サポート「経営強化法による支援」
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

〔参考〕

- 国税庁リーフレット「テレワーク等のための設備投資が中小企業経営強化税制の対象になりました」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_1.pdf
- タックスアンサー（法人税）「No.5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>

＜文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用＞

問5.《文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用》〔4月30日追加〕

新たに措置された「文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用」について教えてください。

- **寄附金控除**は、納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、**特定寄附金を支出した場合に所得から控除できる制度（所得控除）**です。

また、政治活動に関する寄附金、認定 NPO 法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、**税額控除を選択**することができることとされています。

- 今般の新型コロナ税特法においては、観客等が**指定行事^(注1)の中止等**により生じた**入場料金等の払戻請求権の全部又は一部の放棄**を令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間（指定期間）内にした場合には、観客等がその年の指定期間内において放棄をした部分の**入場料金等の払戻請求権の価額^(注2)の合計額（最高20万円）**について、**寄附金控除の対象（所得控除・税額控除）**とすることとされました。

(注1) 「指定行事」とは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催予定であった文化芸術・スポーツに関する行事のうち、新型コロナウイルス感染症が発生したことによる政府からの要請を受けて中止等を行った行事であると認められるものとして文部科学大臣が指定するものとされており、具体的には、文化庁・スポーツ庁のホームページに公表される予定です。

(注2) 特定寄附金、認定 NPO 法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金の額（現行の寄附金控除の対象として控除可能なもの）やその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除きます。

- この特例の適用を受けるためには、放棄をした翌年の確定申告において、原則として、確定申告書に**次の書類を添付する必要があります**。主催者からこれらの証明書の交付を受けてください。

- ・ **指定行事認定証明書**（指定行事に該当することその他一定の事実を証する書類）の写し
- ・ **払戻請求権放棄証明書**（放棄をした入場料金等の払戻請求権の価額その他一定の事実を証する書類）

※ 法人が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合の法人税の取扱いについては、「**5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係**」の問5をご覧ください。

〔参考〕

- 文化庁ホームページ
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html
- スポーツ庁ホームページ
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html

<住宅ローン控除の適用要件の弾力化>

問6. 《住宅ローン控除の適用要件の弾力化》〔4月30日追加〕

新たに措置された「住宅ローン控除の適用要件の弾力化」について教えてください。

○ **住宅ローン控除**は、住宅ローンを借りて住宅の取得等をした場合において、その**取得等の日から6か月以内**に居住の用に供するなど一定の要件を満たしたときは、原則として毎年の住宅ローン残高の1%を10年間、**所得税等から控除**する制度です。

なお、**消費税率10%が適用**される住宅を**令和2年12月31日までに取得等**をした場合には、控除期間を**13年間**に延長する特例措置（建物購入価格等の消費税率2%分の範囲で減税）が設けられています。

○ 今般の新型コロナ税特法においては、上記の**住宅ローン控除の適用要件**について、次の**弾力化**が設けられました。

① 中古住宅を取得した後、その住宅に入居することなく増改築等工事を行った場合の住宅ローン控除については、**新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置**（以下「新型コロナウイルス感染症等」といいます。）の影響によって工事が遅延したことなどにより、その住宅への入居が控除の**適用要件である入居期限要件（取得の日から6か月以内）を満たさないこととなった場合**でも、次の要件を満たすときは、その適用を受けることができます。

- ・ **一定の期日**^(注)までに、増改築等の契約を締結していること
- ・ **増改築等の終了後6か月以内**に、中古住宅に入居していること
- ・ **令和3年12月31日**までに中古住宅に入居していること

(注) 中古住宅の取得をした日から5か月を経過する日又は新型コロナ税特法の施行の日（令和2年4月30日）から2か月を経過する日のいずれか遅い日。

② 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置については、上記①と同様に、**新型コロナウイルス感染症等の影響により**、控除の対象となる住宅の取得等をした後、その住宅への入居が**入居の期限(令和2年12月31日)までにできなかった場合**でも、次の要件を満たすときには、その適用を受けることができます。

- ・ **一定の期日**^(注)までに、住宅の取得等に係る契約を締結していること
- ・ **令和3年12月31日**までに住宅に入居していること

(注) 新築については令和2年9月末、中古住宅の取得、増改築等については令和2年11月末。

[参考]

➤ 国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000044.html

問 7. 《住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る申告手続》 **〔4月30日追加〕**

前問の「住宅ローン控除の適用要件の弾力化」について、申告手続を教えてください。

○ 住宅ローン控除の適用を初めて受ける方は、確定申告の際に、住宅ローン控除の計算明細書などの**必要書類を確定申告書に添付**して税務署長に提出する必要があります。

前問の適用要件の弾力化がなされた住宅ローン控除を受ける方は、これらの書類に加えて、**前問①②の弾力化のケースに応じて、それぞれ次の書類を確定申告書に添付する必要があります。**

(前問①のケース)

➤ **入居時期に関する申告書兼証明書 (既存住宅の取得後増改築等を行った場合用)**

- ・ この書類は、取得した中古住宅に取得から6か月以内に入居できなかった事情が新型コロナウイルス感染症等の影響であることを明らかにする書類であり、ご自身の申立書と建築業者等から交付を受ける証明書とを兼ねたものとなっています。

(前問②のケース)

➤ **入居時期に関する申告書兼証明書 (控除期間 13 年間の特例措置用)**

- ・ この書類は、控除期間 13 年間の特例措置の適用の対象となる住宅に令和 2 年 12 月 31 日までに入居できなかった事情が新型コロナウイルス感染症等の影響であることを明らかにする書類であり、ご自身の申立書と建築業者等から交付を受ける証明書とを兼ねたものとなっています。

(注) これらの申告書兼証明書については、国土交通省が定めた様式を国税庁ホームページにおいて掲載しています。

➤ 入居時期に関する申告書兼証明書

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/02/pdf/0020004-153.pdf>

○ なお、給与所得者の方は、適用 2 年目以降の各年分の所得税等について、年末調整によってこの控除を受けることができます。

年末調整によってこの控除を受けようとする場合には、

- ・ 税務署から送付される住宅借入金等特別控除証明書
- ・ 住宅ローンの年末残高等証明書

を給与支払者に提出してください。

＜消費税の課税選択の変更に係る特例＞

問 8. 《消費税の課税選択の変更に係る特例》 【4月30日追加】

新たに措置された「消費税の課税選択の変更に係る特例」について教えてください。

- 今般、措置された「消費税の課税選択の変更に係る特例」により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下この間では「新型コロナウイルス感染症等の影響」といいます。）を受けている事業者の方で一定の条件を満たす方は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができることとされました。

※ 「特定課税期間」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。

(注) 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症等の影響により、
令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち
任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、
著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者

- また、本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、2年間の継続適用要件等は適用されません（本特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能です。）

※ このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認によりその制限を解除する特例が設けられています。

- 特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください。

※ 詳しくは以下のリンク先をご覧ください。

➤ 消費税の課税選択の変更に係る特例について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>

（参考）簡易課税制度の適用に関する特例について

消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。

新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

＜特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税＞

問9. 《特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税》〔4月30日追加〕

新たに措置された「特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税」について教えてください。

- 今般、措置された特例「特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税」により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書（※）のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税とされました。

※ 非課税措置の対象となる消費貸借契約書は、公的貸付機関等（地方公共団体、政府系金融機関等をいいます。）又は金融機関（銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関をいいます。）が、他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書をいいます。

- また、印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出（※）し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

※ 過誤納となった契約書等（原本）を提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類（原本）を提出する必要があります。

※ 詳しくは以下のリンク先をご覧ください。

- 消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>

令和2年4月6日
国 税 庁

～4月17日以降に申告される方へ～

個別指定による期限延長により4月17日以降に申告される方の口座からの振替日は、個別に連絡いたします

1 口座からの振替日

申告期限の延長申請をされた方の申告所得税及び個人事業者の消費税の口座からの振替日については、所轄の税務署から個別に連絡させていただくこととしております。

※ 口座からの振替日は、延長後の期限から税務署内での処理や金融機関への連絡等に要する日数を加算して個別に設定することとしております。

2 新規に振替納税の利用を希望される方へ

振替納税のご利用に当たっては、延長後の期限（※）までに所轄の税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。

※ 申告と同時に申告期限の延長申請をされる場合は、申告の日が延長後の期限になりますので、申告書と併せて「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。

3 納税資金の準備が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難と認められる場合は、税務署に申請いただくことで、納税についての猶予制度を適用できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

新型コロナウイルス感染拡大を原因とした

個別指定による期限延長の 振替納付日について

期限延長の場合の振替納付日

あなたの令和元年分の申告所得税及復興特別所得税・消費税及地方消費税を以下の口座振替日に、ご指定の口座から振替させていただきます。

税 目	振替納付日
<ul style="list-style-type: none"> ・所得税及び復興特別所得税 ・消費税及び地方消費税 	6月15日(月)

振替日の2～3日前には、預貯金口座の残高をお確かめください。

- 振替納税の領収証書は送付されません。詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。
- 残高不足などの理由により、預貯金口座から引落しできませんと、申告日(納期限)の翌日から延滞税がかかります。
- 口座解約等によりご指定口座に変更があった場合は、所轄の税務署(管理運営部門)にご連絡ください。
- 既に納付されているときは、このお知らせとあなたの納付とが行き違いになったものと思われるので、所轄の税務署(管理運営部門)にご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、振替納税が困難な方へ

新型コロナウイルスの影響により振替納付日までに納税資金の準備が困難な場合は、税務署に申請することにより、納税についての猶予制度を適用できる場合がありますので、振替日の2日前までに、所轄の税務署(徴収部門(担当))にご相談ください。



令和2年4月6日
国 税 庁

報道発表資料

確定申告期限の柔軟な取扱いについて
— 4月17日（金）以降も申告が可能です —

令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限につきましては、先般、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長いたしました。

期限を延長した結果、確定申告会場の混雑は例年に比べかなり緩和されています。各確定申告会場においては、感染防止に万全の措置を講じております。また、ご来場いただいた納税者の皆さまには、マスクの着用やアルコール消毒液の利用をはじめとした感染予防にご協力をいただいております。確定申告会場での感染はこれまで確認されておられません。

申告実績を見ると、自宅からのe-Taxによる申告の増加などもあり、既に昨年の約9割の申告がなされています。

今後とも、申告相談に当たっては、感染リスクの防止を更に徹底してまいります。

【確定申告期限の柔軟な取扱いについて】

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ただけであれば、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

【4月17日以降の申告相談について】

現在までの申告状況を踏まえれば、4月17日（金）以降に税務署へお越しになる方の数は、比較的限定的となると考えられます。そこで、4月17日（金）以降の申告相談につきましては、確定申告会場のように先着順に申告相談をお受けする方式ではなく、納税者の皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配意した形で行うことといたします。

国税庁では、確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。ぜひ利用いただくよう、お勧めします。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

また、令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

（還付申告の例）

給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 等

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ

令和2年4月
(令和2年4月30日更新)

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

つきましては、その際の手続等をFAQとして取りまとめましたので、参考としてください。

目次

- 問1. どのような場合に個別延長が認められますか。
- 問2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。
- 問3. 申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。
- 問4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

問1. どのような場合に個別延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症に感染した方はもとより、体調不良により外出を控えている方や、平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方、感染拡大により外出を控えている方など、新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告会場にお越しいただくことが困難な方や、申告書を作成することが困難な方については、個別に申告期限延長の取扱いをすることとしています。

問2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告することが困難な方は、4月16日（木）の申告期限にこだわらずに、来署することが可能となった時点、又は申告書を作成することが可能となった時点で申告してください。
- なお、振替納税の振替日については、所轄の税務署から個別に連絡させていただきます。

問3. 申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。

- 申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税に係る各種申請や届出など、申告以外の手続きについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いを行うこととしております。

問4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

- 別途、申請書等を提出していただく必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」旨を付記していただくこととしております。
このため、4月17日（金）以降に、申告書を提出する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限及び納付期限を延長する旨を以下の方法で作成していただきますようお願いいたします。
- この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

○ 申告書を書面で提出する場合の記載方法

申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

【所得税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

FA0125

税務署長 令和 年 月 日 令和 01 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 <small>又は 事業所 事務所 面談地</small>	個人番号	フリガナ		氏名	
	性別 男 女	職業	氏名・番号	世帯主の氏名	世帯主との関係
申告の 年月日	生年月日	電話番号	自宅・勤務先・携帯		電話番号

第一表 (令和元年)

【贈与税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

FD4728

令和 01 年分贈与税の申告書 (那贈与税の類の計算明細書)

住所	提出用	整理番号	名簿	車案
	フリガナ	納定	申告書提出年月日	納期
氏名	個人番号 又は 法人番号	申告書提出年月日	申告書提出年月日	確定申告 修正 後戻
個人番号 又は 法人番号	生年月日	申告書提出年月日	申告書提出年月日	

第一表 (令和元年分以降)

【消費税及び地方消費税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

GK0304

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地	一連番号	翌年以降 送付不要
(フリガナ) 名称 又は屋号	※ 整理番号	
〈電話番号 - - 〉	申告年月日	令和 年 月 日
	申告区分	指尊等 庁指定 局指定
	送信日付印	確認印

【消費税及び地方消費税の中間申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

第26号様式
消費税及び地方消費税の中間申告書

(税務署提出用)	納税地				令和 年 月 日	整理番号				
	(フリガナ)	(電話番号 - -)			税務署長殿	消費	前課税期間	自 年 月 日	至 年 月 日	
	名称 又は屋号	-----			申告 期間	修正・決定 の年月日	修正・決定 の年月日	自 年 月 日	至 年 月 日	
	個人番号 又は 法人番号	-----			通 信 日 付 印 確 認 印 番 号 確 認	前課税期間 の消費税額	前課税期間 の消費税額	円	角	分
	個人番号 又は 法人番号	-----			年 月 日	個人番号カード・追加カード 利用状況	中間申告 対象期間	自 年 月 日	至 年 月 日	
	代表者氏名 又は氏名	-----			個人番号カード・追加カード 利用状況	月 数 換 算	前課税期間 の消費税額	x	-----	
	税理士 署名付印	(電話番号 - -)			この申告書が修正 の理由	納付すべき 消費税額	円	角	分	
		-----			この申告書が修正 の理由	納付すべき 地方消費税額	円	角	分	
		-----			この申告書が修正 の理由	消費税及び地方消費 税の合計納付税額	円	角	分	
		-----			この申告書が修正 の理由	消費税及び地方消費 税の合計納付税額	円	角	分	

(注)平成28年1月1日以後に開始する課税期間分の中間申告書から、個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

○ 確定申告書等作成コーナーを利用して e-Tax で提出する場合の入力方法

【所得税申告書の入力例】

「送信準備」画面の「特記事項」欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

《PC版画面》

《スマホ専用画面》

【贈与税申告書の入力例】

「送信準備」画面の「特記事項」欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和元年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 利用状況

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

送信前の申告内容確認 > 送信準備 > 送信票兼送付票等印刷

マイナンバーカード

送信準備

e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前にこちらをご確認ください。
利用可能時間外の場合、画面下の「入力データの一時保存」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。

令和2年4月16日(木)の24時を過ぎて登録した令和元年分の贈与税申告のデータは、申告期限後に提出を行うことができませんのでご注意ください。

特記事項(任意入力)

特記事項を入力してください。
[名称を含む住所・会社名は200文字以内]

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

【消費税及び地方消費税申告書の入力例】

「納税地等入力」画面の「納税地情報」欄の「建物名・号室」部分に、「(新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請)」と入力してください。

納税地・氏名等の入力

現日本大震災により避難されている方はこちらをご参照ください。

制限文字数を超える場合、省略可能な文字（マンション名等）は省略して入力して差し支えありません。

納税地情報

納税地 選択

住所 事業所等

事業所等の所在地を納税地とする場合には、提出ができません。

住所又は 事業所等

郵便番号 XXX - XXXX 郵便番号から住所入力

都道府県 市区町村

郵便番号から検索できなかった方は、こちらから都道府県や市区町村を選択してください。

町名・番地 [都道府県市区町村と合計で28文字以内]（マンション名等省略可）
○○○-xxx

建物名・号室 [28文字以内]
(新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請)

○ 各種会計ソフトを利用して e-Tax で提出する場合の入力方法

【所得税申告書の e-Tax ソフトの入力例】

所得税の申告書等送信票（兼送付書）の特記事項欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

住所	〒100-0001 東京都千代田区霞が関3-1-1		
氏名	国税 太郎		
整理番号		利用書別番号	
受付日時	令和 年 月 日 時 分	受付番号	
税務署受付印	税務士 氏名	電話番号	
	印刷機番		

令和 年分の申告書等送信票（兼送付書）

送信（送付）書類名		種別	
申告書（所得税等の復興特別増徴）	第一类 第二类 第三类（自営）	電子	印刷

返付印紙の枚数	返納印紙の枚数(返)・返納手数料額				
	納付印紙の枚数(納)				

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

【消費税及び地方消費税申告書の e-Tax ソフトの入力例】

申告・申請等基本情報の住所欄に、住所に続けてかつ書きで「(新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請)」と入力してください。

申告・申請等基本情報: SC00E070

必要な項目を入力してください。入力された項目は、作成する帳票の該当欄に表示されます。

マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし、「マイナンバーカードの読み取り」を押した場合、マイナンバーカードの情報(氏名・住所・生年月日・性別)が転記されますので、表示された内容に誤りがないかご確認ください。
なお、住所・納税地が異なる場合には、入力内容の訂正を行ってください。

マイナンバーカードの読み取り(O)

事業年度(至)(必須): 令和 年 月 日

課税期間(自)(必須): 平成 年 月 日

課税期間(至)(必須): 令和 年 月 日

氏名(カナ): コノセ イダロウ

氏名(必須): 国税 太郎

納税地: 郵便番号: 100 - 0013

住所(カナ):

住所(必須): 東京都千代田区霞が関3-1-1(新型コロナウイルスによる申告・納)

電話番号:

生年月日: 年 月 日

性別: 性別

OK キャンセル ヘルプ(?)

【参考】「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の記載方法

税務署長 殿	記載例	令和 年 月 日			
(〒 -) 申請者 住所 (所在地) _____ (電話 - -) 氏名 (名称) _____ 印					
災害による申告、納付等の期限延長申請書					
自令和 2年 2月 27日 の影響により 至令和 年 月 日 の新型コロナウイルスにより被害を受けましたので、 下記のとおり申告、納付等の期限の延長を申請します。					
「至」は申請書の提出日を記載してください。	記	各種会計ソフトを利用してe-Taxで提出する場合は修正不要です。			
※					
申請内容					
期限の種類	法定期限	申請期限			
所得税及び雑所得等の申告及び納付	令和 2年 4月 16日	令和 年 月 日			
消費税及び地方消費税の申告及び納付	令和 2年 4月 16日	令和 年 月 日			
贈与税の申告及び納付	令和 2年 4月 16日	令和 年 月 日			
令和 年 月 日	令和 年 月 日	日			
被災状況	「申請期限」欄の記載方法 申告書と同時に申請書を提出する場合は申告書の提出日を記載してください。 申請書のみを提出する場合は、期限延長の指定を受けようとする日を記載してください。				
(注) 1 この延長申請書は、原則として災害のや 2 ※印の欄の記入は要しません。					
系 決 議	署長	副署長	総務課長、総括官	日	
					※ 通知
					令和 年 月 日 第 号・口頭・ ()

中間申告書の提出期限の延長に関するお知らせ

- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、**中間申告書をその提出期限までに提出することができなかつた場合にも、その提出期限の延長が認められます。**

提出期限の延長に関する手続き等について

- 提出期限を延長するには手続きが必要となります。
- 中間申告書については、その提出期限までに提出がなかつた場合には、その提出期限に提出があつたものとみなされることとされていますが、みなされた後であっても、提出期限の延長は可能です。
- **中間申告書の提出ができることとなつた時点で結構ですので、中間申告書の提出の際に、その中間申告書の余白部分に「新型コロナウイルス感染症の影響による期限延長申請」である旨を記載し、提出していただきますようお願いいたします。**

(注) 中間申告書が提出できない状態が確定申告書の提出期限まで続く場合には、中間申告書の提出は不要となります。

- 提出期限の延長申請を予定されている場合であっても、督促状が送付される場合がありますが、上記と同様に、中間申告書の提出の際に、その中間申告書の余白部分に期限の延長申請である旨を記載し、提出していただくことにより、その提出日まで提出期限が延長され、その督促状は効力を失います。

(注) 今後、延長申請をされた後に督促状が届いた場合には、申請と督促が行き違いになつたものと思われるので、何卒ご容赦願います。

- なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、中間申告に係る納付税額を一時に納付することが困難と認められる場合には、税務署に申請することにより、**納税についての猶予制度を適用できる場合があります。**

- ご不明な点等ございましたら、所轄の税務署へお問合せください。

法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉 所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ

令和2年4月
(令和2年4月30日更新)

国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等を取りまとめた「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」を公表し、法人の取扱いについても、案内しているところです。

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえると、これから申告期限を迎える法人の中には、期限までに申告等が困難な方々も多いものと考えられます。

そこで、このFAQでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な方々の為に、個別の申告期限延長の手続等について取りまとめましたので、参考としてください。

目次

- 問1. どのような場合に法人は個別延長が認められますか。
- 問2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。
- 問3. 申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。
- 問4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

問1. どのような場合に法人は個別延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。
- このやむを得ない理由については、例えば、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当することになります。
 - ① 体調不良により外出を控えている方がいること
 - ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
 - ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
 - ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること
- また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

問2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な法人については、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることとなります。
- つきましては、法人の申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告を行ってください。

問3. 申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。

- 法人税や消費税、源泉所得税に係る各種申請や届出など、申告以外の手続きについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いを行うこととしております。

問4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

- 別途、申請書等を提出していただく必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております*。

このため、当初の申告期限以降に、申告書を提出する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限及び納付期限を延長する旨を以下の方法で作成していただきますようお願いいたします。


※ 源泉所得税においては、納付を行う際に所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております。

- この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書等の提出日となります。

○ 書面の申告書で申告・納付期限延長を申請する場合の記載例

申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

【法人税申告書の記載例】

 令和 年 月 日 税務署長殿		納税地 電話 () -		法人区分 事業種目		青色申告 一連番号 整理番号		別表 各事業年度の所得に係る申告書
(フリガナ) 代表者 記名押印		同非区分 田納税地及び 旧法人名等		申告年月日 通信日付印 確認印 庁指定 局指定 区分		申告区分 法人税 地方 印刷 明細 修正		申告書 申告書 申告書 申告書
代表者 住所		添付書類		申告区分 法人税 地方 印刷 明細 修正		申告書 申告書 申告書 申告書		

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

【消費税及び地方消費税申告書の記載例】

令和 年 月 日 税務署長殿		納税地 (電話番号) -		一連番号 翌年以降 送付不要	
※ 前課 要否 整理番号		申告年月日 令和 年 月 日		申告区分 指野等 庁指定 局指定	
通信日付印 確認印		申告書 申告書 申告書 申告書		申告書 申告書 申告書 申告書	

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

【法人税中間（予定）申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

(税務署提出用)	法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書 地方税法第十六条第一項の規定による予定申告書		令和 年 月 日		整理番号	前事業年度等 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	別表十八
	納税地 (電話番号 - -)	税務署長殿		法人税額の計算 平成 年 月 日	地方税法額額の計算 平成 年 月 日	平二十八・四・一以後提出分	
	(フリガナ)	通信日付印 年 月 日	確認印	前事業年度の法人税額 百万円 千円 円 00	前事業年度の地方税法額 百万円 千円 円 00		
	法人名	この申告前の法人税額 百万円 千円 円 00		法人税額 百万円 千円 円 00	地方税法額 百万円 千円 円 00		
	(フリガナ)	この申告により増加する法人税額 百万円 千円 円 00		引当法人税額 百万円 千円 円 00	地方税法額 百万円 千円 円 00		
	代表者 自署押印	この申告前の地方税法額 百万円 千円 円 00		月次換算 同上の税額 × 6 百万円 千円 円 00	月次換算 同上の税額 × 6 百万円 千円 円 00		
	代表者 住所	この申告により増加する地方税法額 百万円 千円 円 00		納付すべき法人税額 百万円 千円 円 00	納付すべき地方税法額 百万円 千円 円 00		
	税理士 署名押印						

【消費税及び地方消費税の中間申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

第26号様式
消費税及び地方消費税の中間申告書

(税務署提出用)	令和 年 月 日		整理番号		前課税期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	別表十八
	納税地 (電話番号 - -)	税務署長殿		修正・更正・決定の年月日 平成 年 月 日	前課税期間の消費税額 百万円 千円 円 00	平二十八・四・一以後提出分
	(フリガナ)	通信日付印 年 月 日	確認印	中間申告 対象期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	中間申告 対象期間 の消費税額 百万円 千円 円 00	
	名称 又は屋号	個人番号カード・通知カード 取得済 <input type="checkbox"/> 未済 <input type="checkbox"/>	番号確認	月次換算 前課税期間 の消費税額 百万円 千円 円 00	月次換算 前課税期間 の消費税額 百万円 千円 円 00	
	個人番号 又は 法人番号	この申告前の税額 百万円 千円 円 00		納付すべき 消費税額 百万円 千円 円 00	納付すべき 地方消費税額 百万円 千円 円 00	
	(フリガナ)	この申告により 増加する税額 百万円 千円 円 00		納付すべき 地方消費税額 百万円 千円 円 00	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 百万円 千円 円 00	
	代表者氏名 又は氏名	この申告前の税額 百万円 千円 円 00				
	税理士 署名押印	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 百万円 千円 円 00				

(注) 平成28年1月1日以後に開始する課税期間分の中間申告書から、法人番号又は個人番号を記載する必要があります。

○ 各種会計ソフトを利用して e-Tax で申告・納付期限延長を申請する場合の入力例

【法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税申告書の e-Tax ソフトの入力例】
 電子申告及び申請・届出による添付書類の送付書の「電子申告及び申請・届出名」欄等に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

※利用者識別番号			
※受付番号		※受付日時	令和 / / : :

電子申告及び申請・届出による添付書類送付書

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長 印 電子申告及び申請・届出による添付書類について、次のとおり送付します。	※法人番号	※整理番号
	納税地	〒 - 東京都千代田区霞ヶ関 電話 () - -
	(フリガナ)	カブシキガイシャ コウセイショウジ
	法人等の名称	株式会社 国税商事
	(フリガナ)	コウセイショウジ
	代表者氏名	国税太郎
代表者住所	〒 - 東京都千代田区霞ヶ関	
電子申告及び申請・届出名	新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請	
添付書類名		

「電子申告及び申請・届出名」欄又は「添付書類名」欄に文言を入力し、各税目の e-Tax 申告書と同時送信

【源泉所得税（所得税徴収高計算書）のe-Taxソフトの入力例】

所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と入力してください。

給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書					
32399	令和 年度	税務署名 税務署	税務署番号	税務署使用期 110	整理番号
区分	支払年月日	人 員	支払額	税 額	
俸給・給料等 (01)	年月日 - 月日	人	円	円	
賞金(賞金目録を添付) (02)	~				
日雇労働者の 賃金(06)		(名)			
退職手当等 (07)	~				
税理士等の 報酬(08)	~				
役員賞与 (09)	~				
同上の支払 確定年月日				年末調整による 不足税額(04)	
納 期 特 例 分	住 所 (電話番号: - -) (所在地)			年末調整による 超過税額(05)	▲
	氏 名 (名 姓)			本 税	
				延 滞 税	
				合 計 額	
新型コロナウイルスによる納付期限延長申請					
所得税徴収高計算書用紙の送付の要否					
<input checked="" type="radio"/> 1 送付不要 <input type="radio"/> 2 送付希望					

納期等の区分

令和 年 月

自

令和

至

支払分源泉所得税
及び優遇特別所得税

【参考】「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の記載方法

税務署長 殿	記 載 例	令和__年__月__日																								
(〒) 申請者 住 所 (所在地) _____ (電話番号 _____) 氏 名 (名 称) _____ ① 法人番号 _____																										
災害による申告、納付等の期限延長申請書																										
自令和__年__月__日 _____ の影響により 至令和__年__月__日 _____ の <u>新型コロナウイルス</u> により被害を受けましたので、下記のとおり、申告、 納付等の期限の延長を申請しま																										
「至」は災害のやんだ日（申告書等と同時に申請書を提出する場合は申告書等の提出日）を記載してください。	記	各種会計ソフトを利用してe-Taxで提出する場合は修正不要です。																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">申 請 内 容</th> <th style="text-align: center;">※</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">期 限 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">法 定期 限</th> <th style="text-align: center;">申 請 期 限</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税及び地方法人税の申告及び納付</td> <td>令和 2年4月30日</td> <td>令和 __年__月__日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税及び地方消費税の申告及び納付</td> <td>令和 2年4月30日</td> <td>令和 __年__月__日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>源泉所得税の納付（3月分）</td> <td>令和 2年4月10日</td> <td>令和 __年__月__日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 __年__月__日</td> <td>令和 __年__月__日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			申 請 内 容			※	期 限 の 種 類	法 定期 限	申 請 期 限	処 理	法人税及び地方法人税の申告及び納付	令和 2年4月30日	令和 __年__月__日		消費税及び地方消費税の申告及び納付	令和 2年4月30日	令和 __年__月__日		源泉所得税の納付（3月分）	令和 2年4月10日	令和 __年__月__日			令和 __年__月__日	令和 __年__月__日	
申 請 内 容			※																							
期 限 の 種 類	法 定期 限	申 請 期 限	処 理																							
法人税及び地方法人税の申告及び納付	令和 2年4月30日	令和 __年__月__日																								
消費税及び地方消費税の申告及び納付	令和 2年4月30日	令和 __年__月__日																								
源泉所得税の納付（3月分）	令和 2年4月10日	令和 __年__月__日																								
	令和 __年__月__日	令和 __年__月__日																								
被 災 状 況	源泉所得税の納付について、複数月の納期限について延長を申請する場合には、複数月がわかるように記載してください。																									
	「申請期限」欄の記載方法 申告書等と同時に申請書を提出する場合は申告書等の提出日を記載してください。 申請書のみを提出する場合は、期限延長の指定を受けようとする日を記載してください。																									
(注) 1 この延長申請書は、原則として災害のやんだ日から1か月以内に申請してください。 2 ※印が付された欄の記入は要しません。																										

令和2年度税務職員採用試験要綱

- ※ ■ 概 要 税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集します。
- ※ ■ 受 験 資 格 1 令和2年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和3年3月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者
2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
- ※ ■ 試 験 の 程 度 高等学校卒業程度
- 申 込 方 法 等 ※【原則】インターネット申込み
○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
○受付期間
令和2年6月22日（月）午前9時～7月1日（水）[受信有効]
- 【インターネット申込みができない場合】
○問合せ先
希望する第1次試験地を所轄する国税局（沖縄国税事務所）
- ※ ■ 試 験 日 第1次試験日 令和2年9月6日（日）
第2次試験日 令和2年10月14日（水）～10月23日（金）のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時
- 合 格 者 発 表 日 第1次試験合格者 令和2年10月8日（木）
最 終 合 格 者 令和2年11月17日（火）
- 問 合 せ 先 ○インターネット申込みに関する問合せ
人事院人材局試験課 TEL：03-3581-5311 内線2333
午前9時00分～午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）
- 上記以外の問合せ
関東信越国税局人事第二課試験係 TEL：048-600-3111 内線2097
午前8時30分～午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

(注) ※印は優先的に広報を依頼する事項